

第2章 地域の概況

2.1 地域の概要

穂高広域施設組合（以下、「本組合」という。）組織市町村及び松本市を含む地域（以下、「当該地域」という。）は長野県の中央よりやや北西に位置している。本組合は安曇野市、池田町、松川村、生坂村、筑北村及び麻績村の6市町村より組織されている。

当該地域の位置を図2.1.1に示す。

対象事業実施区域のある安曇野市には、西部に燕岳、大天井岳、常念岳等の3,000m級の北アルプス連峰がそびえ立つ山岳地帯で、中部山岳国立公園となっている。この山々を源流とする梓川、中房川、高瀬川などが流れ、すべての河川は犀川に合流して日本海へ向かって流れている。また、北アルプスの雪融け水が豊富な湧水となって湧き出ている。

気候は北アルプスの標高の高い山岳地域を除き、中央高地式気候（内陸性気候）に属している。日較差、年較差が大きく、年間を通じて湿度が低く、降水量が少ないといった特徴がある。

植物群落の分布は、標高により高山帯、亜高山帯、山地帯、山麓部、平野部に分けることができる。この植物群落の分布は、多くの生物の生息・生育基盤となり、動物の分布にも影響を与えている。

交通の状況としては、長野市や首都圏、中京圏との交通の要となる長野自動車道安曇野ICがある。また、県内の南北方向へ一般国道19号及び147号が走っている。

対象事業実施区域の南側には安曇野市の主要な観光地のひとつである大王わさび農場がある。敷地の周囲には工場等があり、さらにその周囲は穂高川や万水川などの河川に囲まれている。敷地の西側には水田が広がっており、住居が点在している。

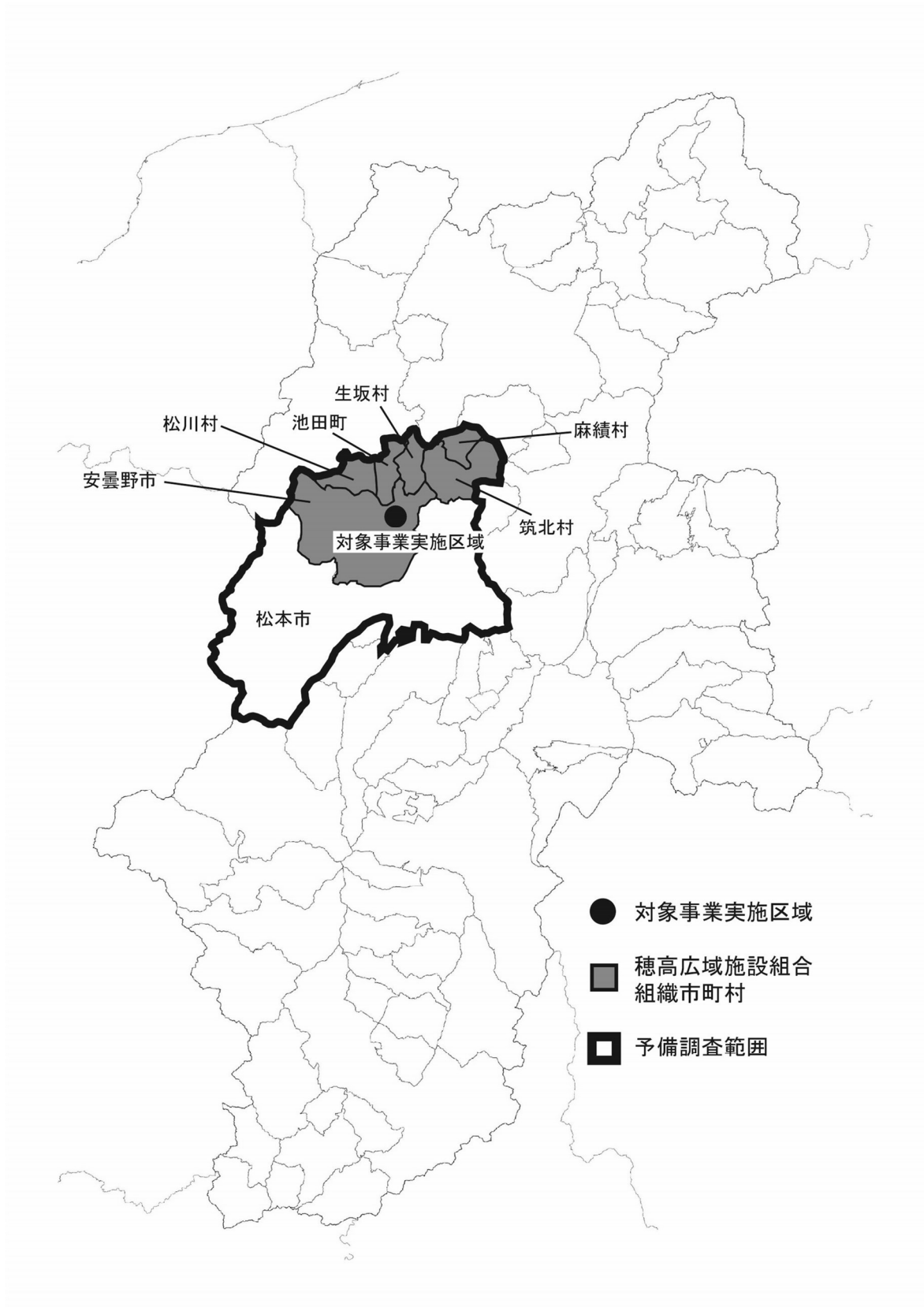


図 2.1.1 関連市町村位置図

2.2 社会的状況

2.2.1 人口及び産業の状況

(1) 人口及び世帯数

本組合組織市町村及び松本市の人口及び世帯数の状況を表 2.2.1 及び表 2.2.2 に示す。平成 28 年 10 月 1 日現在、対象事業実施区域のある安曇野市の人口は 95,086 人、本組合組織市町村の人口は 123,990 人である。

また、本組合組織市町村の人口の推移を図 2.2.1 に示す。本組合組織市町村の人口は減少傾向にある。

表 2.2.1 人口（各年 10 月 1 日現在）

(単位：人)

市町村名	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年
安曇野市	96,575	96,256	95,850	95,282	95,086
池田町	10,272	10,155	10,088	9,926	9,841
松川村	10,033	9,968	9,898	9,948	9,881
生坂村	1,902	1,915	1,880	1,843	1,801
筑北村	4,932	4,809	4,706	4,730	4,614
麻績村	2,895	2,865	2,807	2,788	2,767
本組合 6 市町村合計	126,609	125,968	125,229	124,517	123,990
松本市	243,310	242,870	242,086	243,293	242,848

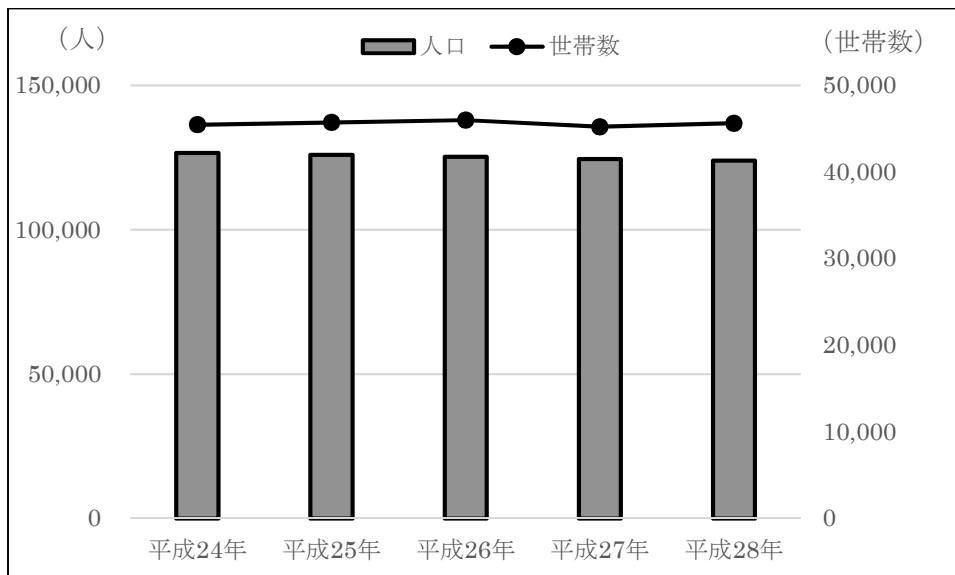
出典：「平成 28 年（2016 年）長野県の人口（毎月人口異動調査結果報告）」

表 2.2.2 世帯数（各年 10 月 1 日現在）

(単位：世帯)

市町村名	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年
安曇野市	34,887	35,151	35,358	34,732	35,110
池田町	3,593	3,591	3,624	3,518	3,546
松川村	3,449	3,477	3,523	3,497	3,508
生坂村	720	723	717	698	690
筑北村	1,810	1,773	1,761	1,780	1,769
麻績村	1,007	1,008	1,005	1,001	1,002
本組合 6 市町村合計	45,466	45,723	45,988	45,226	45,625
松本市	99,695	99,842	100,121	100,173	100,867

出典：「平成 28 年（2016 年）長野県の人口（毎月人口異動調査結果報告）」

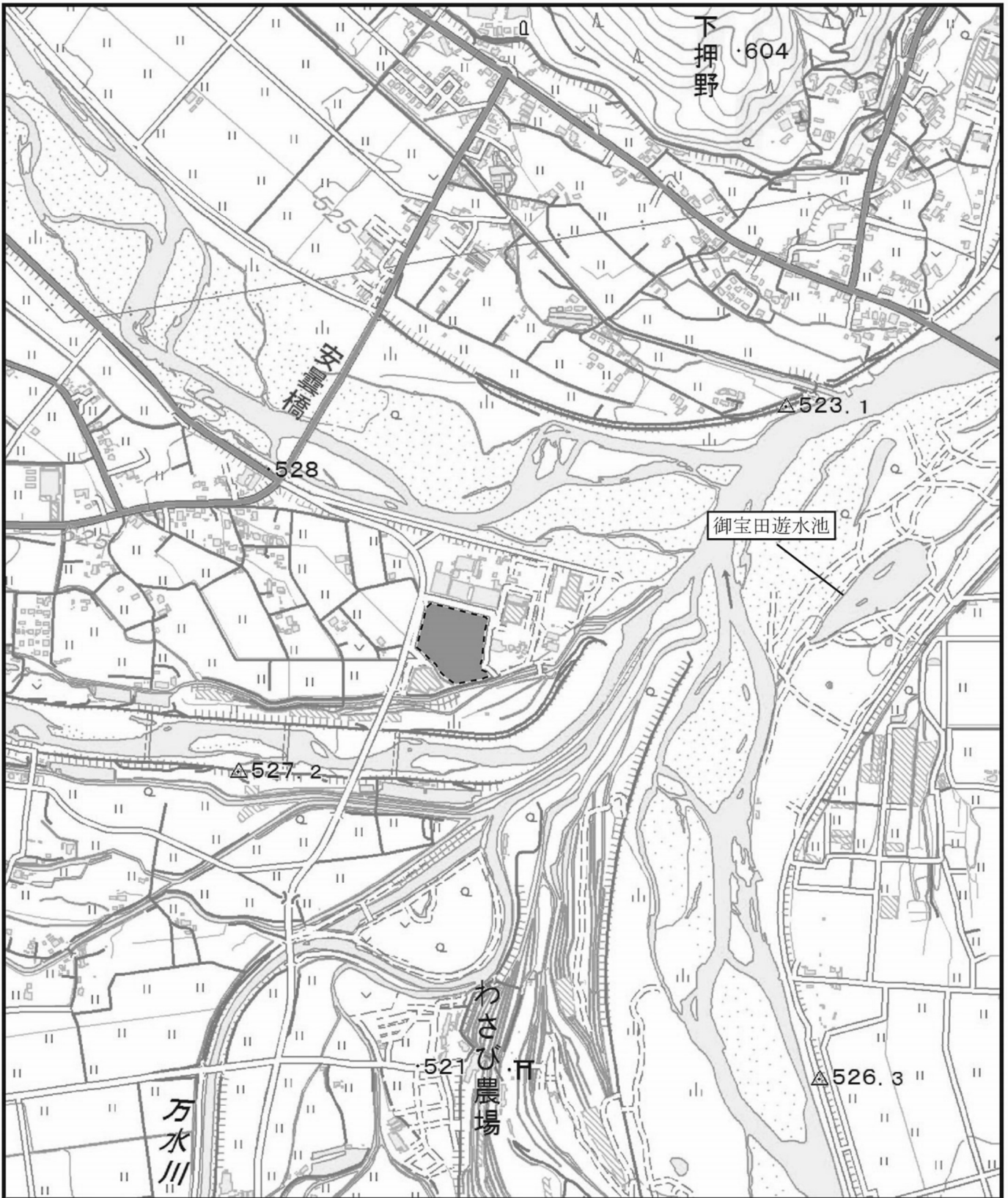


「平成 28 年（2016 年）長野県の人口（毎月人口異動調査結果報告）」より作成

図 2.2.1 本組合組織市町村の人口及び世帯数の推移

（2）住宅地等の分布

対象事業実施区域周辺の住宅地等の分布状況を図 2.2.2 に示す。



凡 例


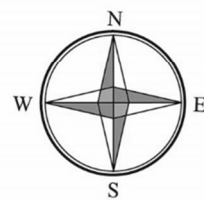
 対象事業実施区域

図2.2.2 対象事業実施区域周辺の住宅等分布状況



Scale 1/10,000

0 100 200 300 400 500 m

(3) 産業

本組合組織市町村及び松本市の産業（大分類）別従業者数を表 2.2.3 に、産業（大分類）別従業者の割合を表 2.2.4 に示す。

平成 24 年の産業（大分類）別従業者数は、各市町村ともに、製造業及び卸売・小売業の占める割合が大きい傾向にある。また、池田町では医療・福祉の割合が高くなっている。

表 2.2.3 産業（大分類）別従業者数（平成 24 年 2 月 1 日現在）

(単位：人)

	安曇野市	池田町	松川村	生坂村	筑北村	麻績村	松本市
農林漁業	507	88	20	—	54	2	1,105
鉱業，採石業 砂利採取業	96	—	2	4	—	—	20
建設業	2,200	350	244	144	165	108	8,208
製造業	9,275	848	598	95	345	124	16,063
電気・ガス・熱供給 水道業	82	—	—	—	—	—	451
情報通信業	110	1	—	—	—	—	2,776
運輸業，郵便業	1,658	83	16	17	21	43	6,667
卸売業，小売業	7,126	666	365	87	217	144	27,440
金融業，保険業	573	26	52	7	14	11	3,781
不動産業 物品賃貸業	494	21	13	1	3	10	3,540
学術研究，専門・技 術サービス業	661	65	36	1	3	2	3,767
宿泊業 飲食サービス業	3,233	88	213	13	44	32	12,198
生活関連サービス 業，娯楽業	1,527	93	149	10	16	36	5,224
教育，学習支援業	323	29	60	—	3	11	3,663
医療，福祉	4,832	889	320	42	143	67	13,762
複合サービス事業	267	33	29	16	9	48	1,609
サービス業(他に分 類されないもの)	1,123	80	134	25	36	24	9,796
合計	34,087	3,360	2,251	462	1,073	662	120,070

出典：「平成 24 年経済センサス・活動調査（確報）結果」（情報政策課統計室）

表 2.2.4 産業（大分類）別従業者の割合（平成 24 年 2 月 1 日現在）

(単位：%)

	安曇野市	池田町	松川村	生坂村	筑北村	麻績村	松本市
農林漁業	1.5	2.6	0.9	0.0	5.0	0.3	0.9
鉱業，採石業 砂利採取業	0.3	0.0	0.1	0.9	0.0	0.0	0.0
建設業	6.5	10.4	10.8	31.2	15.4	16.3	6.8
製造業	27.2	25.2	26.6	20.6	32.2	18.7	13.4
電気・ガス・熱供給 水道業	0.2	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.4
情報通信業	0.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	2.3
運輸業，郵便業	4.9	2.5	0.7	3.7	2.0	6.5	5.6
卸売業，小売業	20.9	19.8	16.2	18.8	20.2	21.8	22.9
金融業，保険業	1.7	0.8	2.3	1.5	1.3	1.7	3.1
不動産業 物品賃貸業	1.4	0.6	0.6	0.2	0.3	1.5	2.9
学術研究，専門・技 術サービス業	1.9	1.9	1.6	0.2	0.3	0.3	3.1
宿泊業 飲食サービス業	9.5	2.6	9.5	2.8	4.1	4.8	10.2
生活関連サービス 業，娯楽業	4.5	2.8	6.6	2.2	1.5	5.4	4.4
教育，学習支援業	0.9	0.9	2.7	0.0	0.3	1.7	3.1
医療，福祉	14.2	26.5	14.2	9.1	13.3	10.1	11.5
複合サービス事業	0.8	1.0	1.3	3.5	0.8	7.3	1.3
サービス業(他に分 類されないもの)	3.3	2.4	6.0	5.4	3.4	3.6	8.2
合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

出典：「平成 24 年経済センサス-活動調査（確報）結果」（情報政策課統計室）

2.2.2 交通の状況

対象事業実施区域及びその周囲の主要道路網及び鉄道の分布状況を図 2.2.3 に、「平成 27 年度全国道路・街路交通情勢調査」における主要道路の交通量を表 2.2.5 に示す。

主要道路としては、長野自動車道、国道 19 号、国道 147 号が挙げられる。対象事業実施区域の南には安曇野インターチェンジがある。

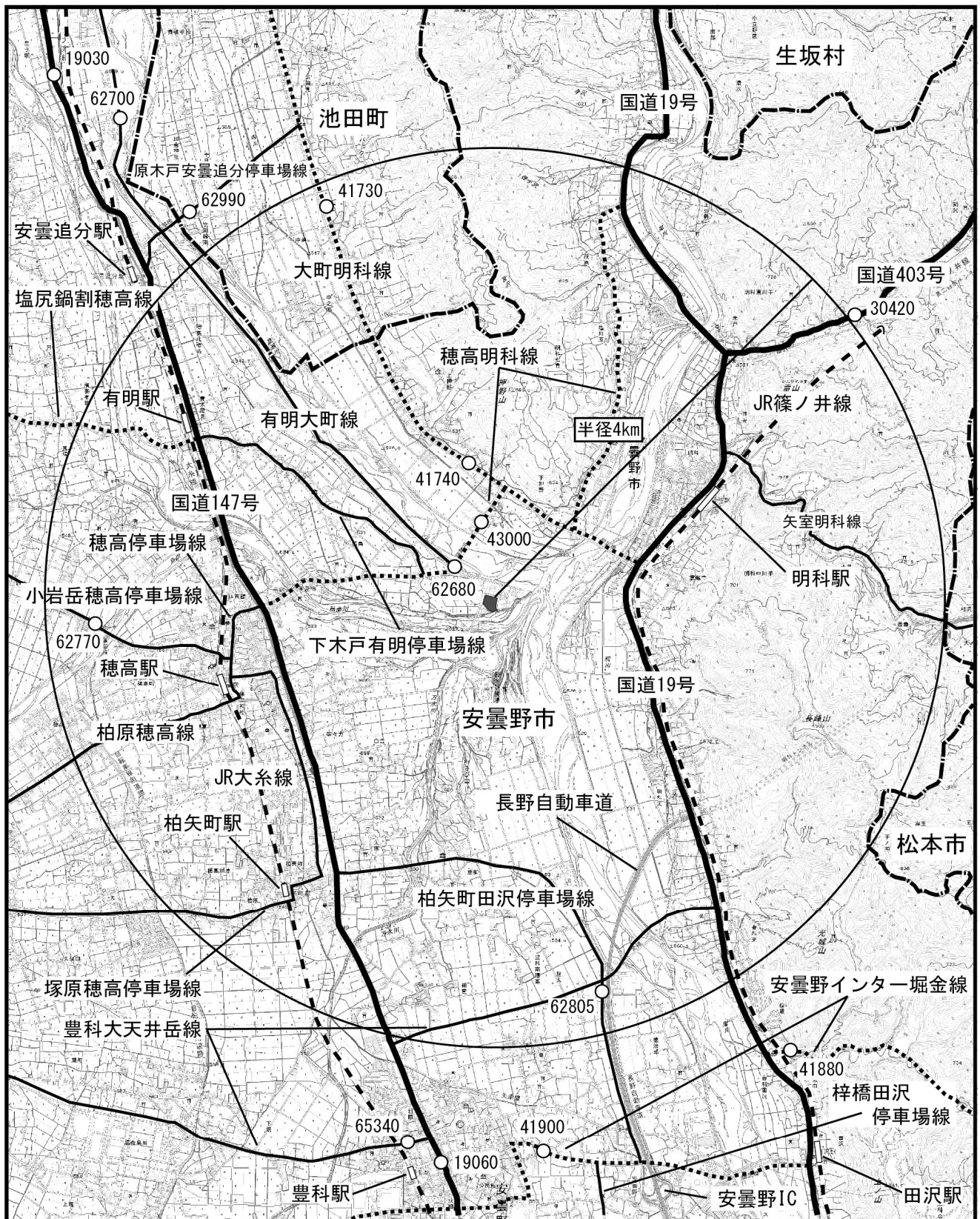
対象事業実施区域及びその周囲の鉄道としては、東日本旅客鉄道の大糸線及び篠ノ井線があり、最寄りの駅として対象事業実施区域の西に JR 穂高駅、東に JR 明科駅がある。

表 2.2.5 全国道路・街路交通情勢調査結果（平成 27 年度）

交通量 調査単位 区間番号	路線名	観測地点名	交通量調査結果
			平日 12 時間 交通量（台）
19030	一般国道 147 号	北安曇郡松川村細野 5808	5,736
19060	一般国道 147 号	安曇野市豊科成相 4715	11,858
30420	一般国道 403 号	安曇野市明科東川手 12273	2,760
41730	大町明科線	北安曇郡池田町中鶴 2793	6,039
41740	大町明科線	安曇野市押野交差点	7,184
41880	安曇野インター堀金線	安曇野市豊科田沢 4747	8,344
41900	安曇野インター堀金線	安曇野市豊科南穂高 613	12,044
43000	穂高明科線	安曇野市明科七貴 5552	8,805
62680	有明大町線	安曇野市安曇橋南交差点	11,046
62700	有明大町線	北安曇郡松川村細野	9,536
62770	小岩岳穂高停車場線	安曇野市穂高有明 9801	5,149
62805	柏矢町田沢停車場線	安曇野市豊科南穂高 1310	11,404
62990	原木戸安曇追分停車場線	安曇野市穂高北穂高 2865-2	5,888
65340	豊科大天井岳線	安曇野市豊科 4925	9,830

注 1) 交通量調査単位区間番号は、図 2.2.3 中の区間番号に対応している。

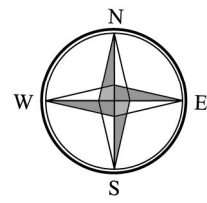
出典：「平成 27 年度全国道路・街路交通情勢調査」



凡例

- 対象事業実施区域
- 行政界
- 一般国道
- 主要地方道
- 一般県道
- 鉄道
- 交通量観測地点及び区間番号

図2.2.3 主要道路網及び鉄道の分布状況



Scale 1/50,000
0 1,000 2,000 3,000m

この地図は、国土交通省国土地理院発行の電子地形図25000を基に作成した。(5万分の1に縮小して掲載)
出典：「平成27年度道路交通センサス交通量図」

2.2.3 土地利用の状況

(1) 土地利用

本組合組織市町村及び松本市の土地利用状況を表 2.2.6 に示す。対象事業実施区域のある安曇野市では 26.1%を山林が、16.8%を水田が占めている。

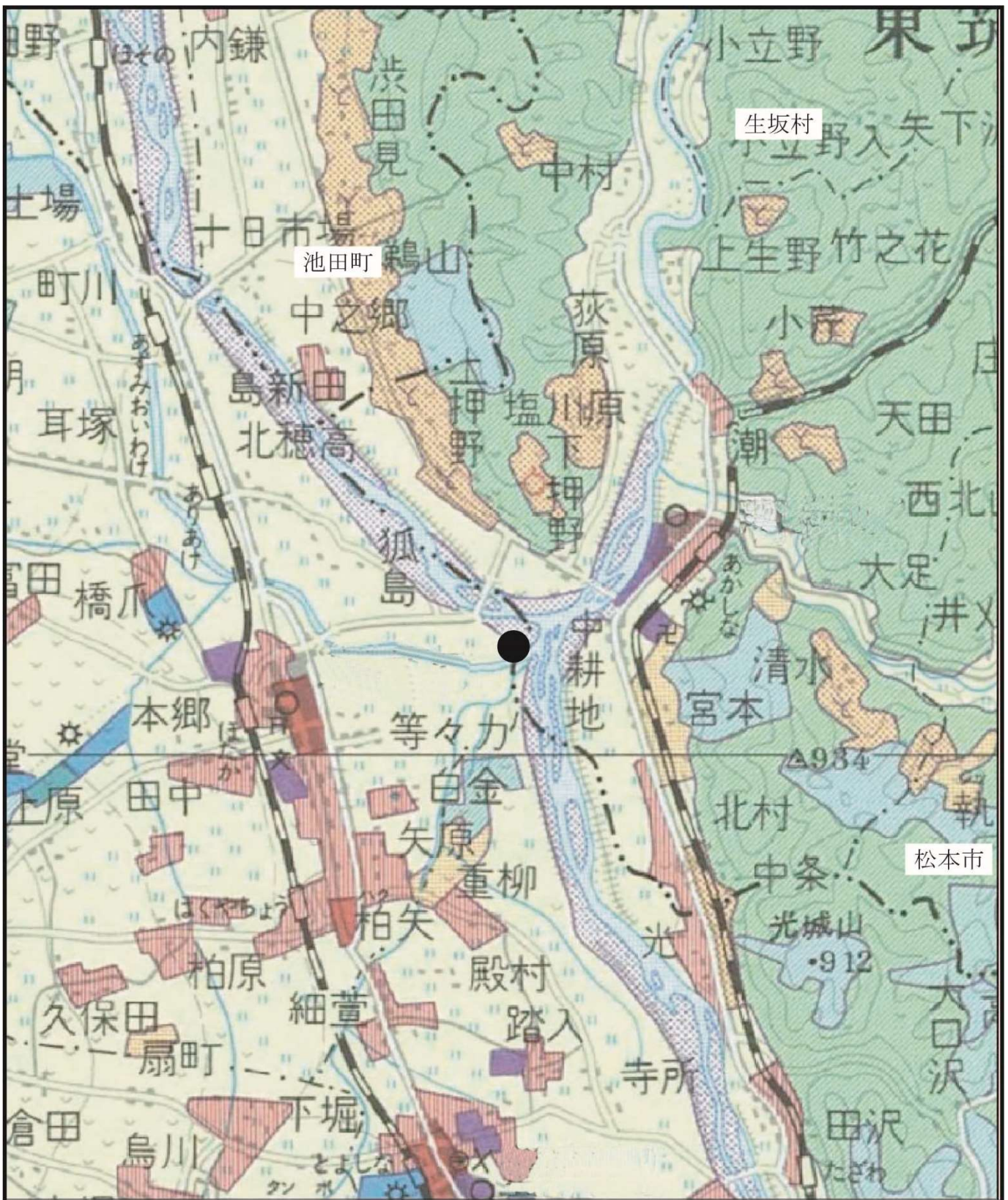
また、対象事業実施区域周辺の土地利用状況を図 2.2.4 に示す。対象事業実施区域の周辺では土地利用の多くを水田が占めている。

表 2.2.6 土地利用状況

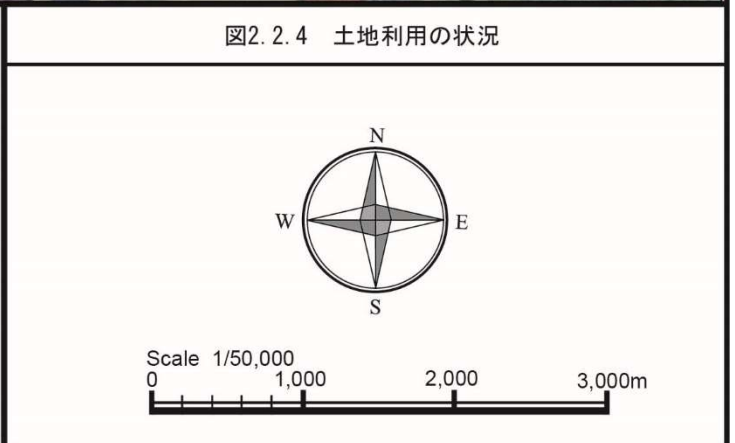
(平成 27 年 1 月 1 日現在)

		総面積	田	畑	宅地	鉱泉地	池沼	山林	牧場	原野	その他
安曇野市	面積 (km ²)	331.8	55.8	18.5	26.0	—	0.2	86.7	—	10.3	134.0
	構成比 (%)	100.0	16.8	5.6	7.8	0.0	0.0	26.1	0.0	3.1	40.5
池田町	面積 (km ²)	40.2	7.4	1.8	2.9	—	0.0	11.1	—	5.9	11.0
	構成比 (%)	100.0	18.4	4.5	7.2	0.0	0.1	27.7	0.0	14.6	27.5
松川村	面積 (km ²)	47.1	10.8	1.0	2.7	—	0.0	21.5	0.0	0.2	10.8
	構成比 (%)	100.0	23.0	2.1	5.8	0.0	0.0	45.7	0.1	0.3	23.0
生坂村	面積 (km ²)	39.1	1.3	4.2	0.9	—	—	11.9	—	3.2	17.6
	構成比 (%)	100.0	3.2	10.7	2.3	0.0	0.0	30.5	0.0	8.3	45.0
筑北村	面積 (km ²)	99.5	3.9	5.2	1.6	—	0.0	26.4	—	22.4	40.0
	構成比 (%)	100.0	3.9	5.2	1.6	0.0	0.0	26.5	0.0	22.6	40.2
麻績村	面積 (km ²)	34.4	2.7	3.2	2.7	—	—	16.3	—	7.3	2.1
	構成比 (%)	100.0	7.9	9.3	8.0	0.0	0.0	47.5	0.0	21.2	6.1
松本市	面積 (km ²)	978.5	51.1	36.3	50.1	—	3.7	593.9	—	16.8	226.5
	構成比 (%)	100.0	5.2	3.7	5.1	0.0	0.4	60.7	0.0	1.7	23.1

出典:「平成 26 年長野県統計書」(平成 29 年 1 月 長野県)



凡 例	
● 対象事業実施区域	田
住宅地	普通畑
商業地	桑畑
工業地	混合樹林及び その他の林地
公共公益用地	広葉樹林



出典：国土地理院「20万分の1土地利用調査」（5万分の1に拡大して掲載）

(2) 都市計画区域

本組合組織市町村及び松本市の都市計画区域の指定状況を表 2.2.7 に、用途地域の指定状況を図 2.2.5(1)～(2)に示す。

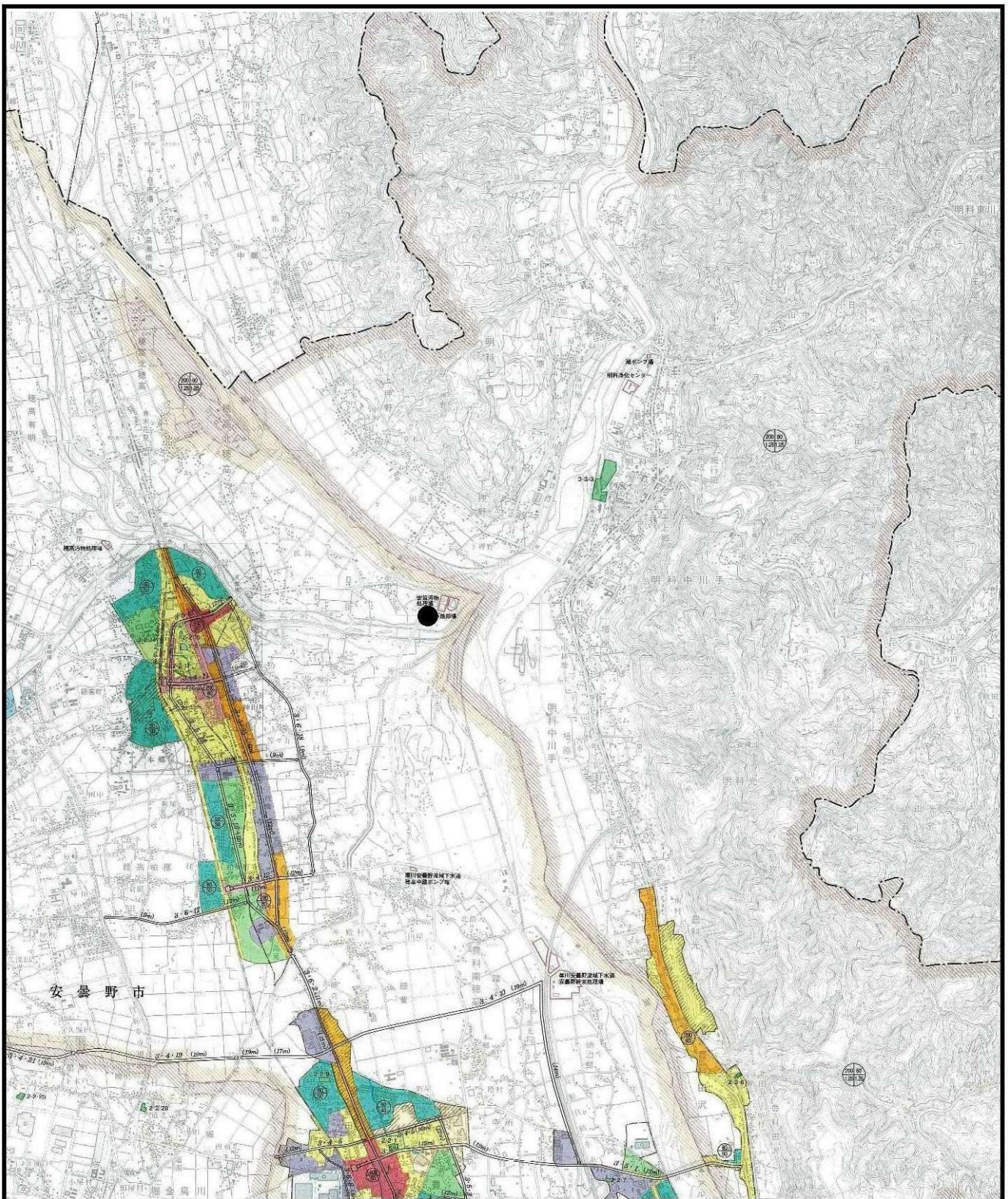
対象事業実施区域については、用途地域は指定されていない。

表 2.2.7 都市計画区域の指定状況

(平成 28 年 3 月 31 日現在)

都市計画区域名	最終都市計画区域指定年月日	都市計画区域面積 (ha)
安曇野	平成 24 年 12 月 20 日	19,841
池田	平成 6 年 8 月 29 日	6,126
松本	平成 26 年 11 月 4 日	30,191

出典:「2016 年 長野県の都市計画 資料編」(長野県)



凡例

● 対象事業実施区域

図2.2.5 (1) 用途地域の指定状況

Scale 1/50,000
0 1,000 2,000 3,000m

出典：「安曇野市都市計画図」

2.2.4 環境保全についての配慮が必要な施設の状況

(1) 幼稚園及び小学校等

対象事業実施区域及びその周囲における幼稚園及び小学校等の分布状況を表 2.2.8 及び図 2.2.6 に示す。

なお、対象事業実施区域及びその周囲には大学、短期大学、高等専門学校は存在しない。

表 2.2.8 対象事業実施区域周辺の幼稚園及び小学校等

施設区分	地点番号	名称	所在地
幼稚園	1	穂高幼稚園	安曇野市穂高 6802
小学校	1	明北小学校	安曇野市明科東川手 823
	2	明南小学校	安曇野市明科中川手 2694
	3	穂高南小学校	安曇野市穂高 7217-1
	4	豊科北小学校	安曇野市豊科南穂高 2692
中学校	1	明科中学校	安曇野市明科中川手 2666
	2	穂高東中学校	安曇野市穂高 5119-2
	3	穂高西中学校	安曇野市穂高有明 9525
高等学校	1	明科高等学校	安曇野市明科東川手 100
	2	穂高商業高等学校	安曇野市穂高 6839

注) 表中の地点番号は図 2.2.6 に対応している。

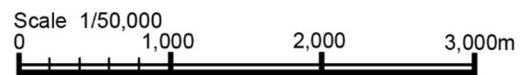
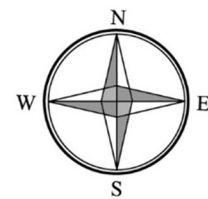
出典)「平成 28 年度教育要覧」(長野県教育委員会)



凡 例

- 対象事業実施区域
- 幼 幼稚園
- 小 小学校
- 中 中学校
- 高 高等学校

図2.2.6 幼稚園及び小学校等の分布状況



この地図は、国土交通省国土地理院発行の電子地形図25000を基に作成した。(5万分の1に縮小して掲載)
 出典：長野県ホームページ「長野県統合型地理情報システム 信州くらしのマップ」

(2) 病院等

対象事業実施区域及びその周囲における病院等の分布状況を表 2.2.9(1)～(2)及び図 2.2.7 に示す。

表 2.2.9(1) 対象事業実施区域周辺の病院等

施設区分	地点番号	名称	所在地
病院、診療所	1	平林医院	安曇野市明科東川手 418-3
	2	伊藤医院	安曇野市明科中川手 6833
	3	健明会やざき診療所	安曇野市明科中川手 4085
	4	医療法人民蘇堂あかしな野中眼科	安曇野市明科中川手 3734
	5	松村歯科医院	安曇野市明科中川手 6837-1
	6	宮澤医院	安曇野市明科中川手 3760-6
	7	小山歯科医院	安曇野市明科中川手 3820-2
	8	林歯科医院	安曇野市明科中川手 3295
	9	塔の原内川医院	安曇野市明科中川手 2243-1
	10	石田歯科医院	安曇野市明科中川手 2749-1
	11	下里医院	安曇野市明科七貴 5891
	12	上条内科医院	安曇野市明科光 757
	13	安曇野ななき診療所	安曇野市明科七貴 4588-1
	14	有明歯科	安曇野市穂高北穂高 2777-2
	15	清沢医院	安曇野市穂高北穂高 1801-1
	16	おひさまクリニック	安曇野市穂高北穂高 143-7
	17	古川医院	安曇野市穂高 4342-2
	18	医療法人仁雄会穂高病院	安曇野市穂高 4634
	19	村山医院	安曇野市穂高 4599
	20	古川整形外科医院	安曇野市穂高 4572-4
	21	高橋医院	安曇野市穂高 5622-1
	22	横山眼科医院	安曇野市穂高 5600-3
	23	ヒカリ歯科医院	安曇野市穂高 5685-3
	24	村上医院	安曇野市穂高 5996-1
	25	佐野歯科クリニック	安曇野市穂高 6061
	26	百瀬医院	安曇野市穂高 2561-3
	27	穂高アイクリニック	安曇野市穂高 2515-1
	28	根津内科医院	安曇野市穂高 6870
	29	上月歯科医院	安曇野市穂高 5571-1

注) 表中の番号は図 2.2.7 に対応している。

出典：長野県ホームページ「長野県統合型地理情報システム 信州くらしのマップ」

「長野県診療所名簿」(長野県健康福祉部)

表 2.2.9(2) 対象事業実施区域周辺の病院等

施設区分	地点 番号	名称	所在地
病院、診療所	30	越川歯科医院	安曇野市穂高 5422-10
	31	堀内医院	安曇野市穂高 5914
	32	飯島歯科医院	安曇野市穂高 6937-3
	33	内山皮膚科クリニック	安曇野市穂高 5952-2
	34	上條歯科医院	安曇野市穂高 5985-3
	35	穂高ハートクリニック	安曇野市穂高有明 9394-1
	36	信濃内科循環器科医院	安曇野市穂高 8337-1
	37	前角整形外科医院	安曇野市穂高 8263-1
	38	山本歯科クリニック	安曇野市穂高 997-1
	39	よこさわ歯科医院	安曇野市穂高柏原 926-1
	40	医療法人山本耳鼻咽喉科	安曇野市穂高 984-2
	41	須澤クリニック	安曇野市穂高 617
	42	博愛会中田医院	安曇野市穂高 787-1
	43	松本歯科医院	安曇野市穂高 782-1
	44	武田内科クリニック	安曇野市穂高柏原 1122-1
45	いさつ歯科医院	安曇野市豊科南穂高 4742	

注) 表中の番号は図 2.2.7 に対応している。

出典：長野県ホームページ「長野県統合型地理情報システム 信州くらしのマップ」

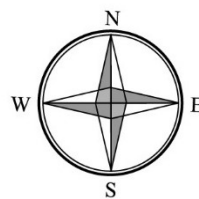
「長野県診療所名簿」(長野県健康福祉部)



凡 例

- 対象事業実施区域
- 医 診療所

図2.2.7 環境保全について配慮が必要な施設の分布状況(病院等)



Scale 1/50,000
0 1,000 2,000 3,000m

(3) 社会福祉施設等

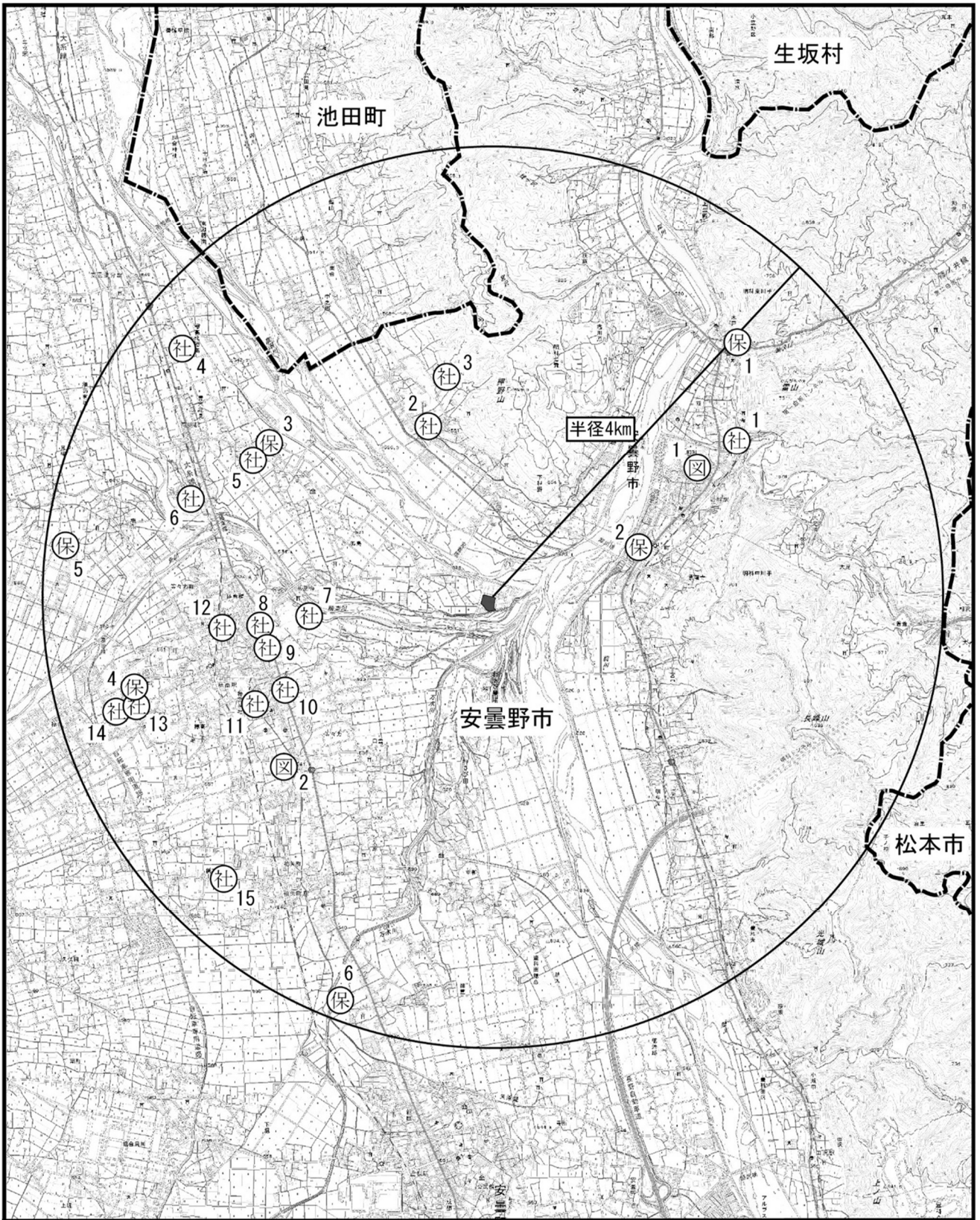
対象事業実施区域及びその周囲における社会福祉施設等の分布状況を表 2.2.10 及び図 2.2.8 に示す。

表 2.2.10 対象事業実施区域周辺の社会福祉施設等

施設区分	地点番号	名称	所在地
保育園	1	明科北保育園	安曇野市明科東川手 872-1
	2	明科南保育園	安曇野市明科中川手 2789
	3	北穂高保育園	安曇野市穂高北穂高 504-2
	4	穂高保育園	安曇野市穂高 9175
	5	有明あおぞら保育園	安曇野市穂高有明 9511
	6	細萱保育園	安曇野市豊科南穂高細萱 3757-3
社会福祉施設	1	安曇野市明科保健センター	安曇野市明科東川手 606-2
	2	宅老所わっしょい!	安曇野市明科七貴 4159-7
	3	孝明館デイサービスセンター	安曇野市明科七貴 3681
	4	むつみの郷ほたか	安曇野市穂高北穂高 2667-2
	5	宅幼老所ふれあいの邑松庵	安曇野市穂高北穂高 506
	6	孝穂館	安曇野市穂高北穂高 2531-5
	7	安曇寮	安曇野市穂高 4790
	8	デイサービスむらやま	安曇野市穂高 4599
	9	たんぼぼの家	安曇野市穂高 4324-10
	10	森のこかげ	安曇野市穂高 2579-34
	11	穂高町憩いの家	安曇野市穂高 6658
	12	通所介護すずらん	安曇野市穂高 5620-1
	13	安曇野市地域包括支援センター	安曇野市穂高 9181 番地
	14	安曇野市穂高地域福祉センター	安曇野市穂高 5808-1
	15	宅幼老所なかむら	安曇野市穂高柏原 1425-1
図書館	1	安曇野市明科図書館	安曇野市明科中川手 6814-1
	2	安曇野市中央図書館	安曇野市穂高 6765-2

注) 表中の番号は図 2.2.8 に対応している。

出典：長野県ホームページ「長野県統合型地理情報システム 信州くらしのマップ」

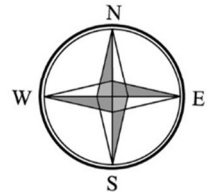


半径4km

凡 例

- 対象事業実施区域
- 保 保育園
- 社 社会福祉施設
- 図 図書館

図2. 2. 8 環境保全について配慮が必要な施設の分布状況 (社会福祉施設等)



Scale 1/50,000
0 1,000 2,000 3,000m

この地図は、国土交通省国土地理院発行の電子地形図25000を基に作成した。(5万分の1に縮小して掲載)
出典：長野県ホームページ「長野県統合型地理情報システム 信州くらしのマップ」

2.2.5 水域の利用状況

(1) 河川、湖沼及び地下水の利用状況

1) 水道水源としての利用状況

本組合組織市町村及び松本市の給水人口及び普及率を表 2.2.11 に、上水道、簡易水道及び専用水道の利水状況を表 2.2.12～14 にそれぞれ示す。また、対象事業実施区域及びその周辺の給水区域の状況を図 2.2.9 に示す。

対象事業実施区域のある安曇野市では、主に深井戸を取水源としており、他に湧水を利用している。

対象事業実施区域は松本盆地内の標高の低い場所に位置しており、この一帯の地下水が集まる地点に位置している。

表 2.2.11 給水人口及び普及率

(平成 28 年 3 月 31 日現在)

市町村名	行政区域内 総人口 (人)	現在給水人口 (人)				普及率 (%)
		上水道	簡易水道	専用水道 自己水源のみ	合計	
安曇野市	95,274	94,312	0	0	94,541	99.2
		0	229	0		
池田町	9,934	9,781	89	0	9,870	99.4
		0	0	0		
松川村	9,847	9,847	0	0	9,847	100.0
		0	0	0		
生坂村	1,795	0	1,670	0	1,670	93.0
		0	0	0		
筑北村	4,523	0	4,499	0	4,499	99.5
		0	0	0		
麻績村	2,746	0	2,612	0	2,612	95.1
		0	0	0		
松本市	240,805	239,544	0	0	239,624	99.5
		0	80	0		

注) 現在給水人口の欄は、上段が公営、下段がその他を示す。

出典: 「平成 27 年度 長野県の水道」(長野県)

表 2.2.12 上水道の利水状況

(平成 28 年 3 月 31 日現在)

事業体名	年間取水量 (千 m ³)								
	地表水			地下水				浄水 受水	計
	ダム	湖沼水	河川水	伏流水	浅井戸	深井戸	湧水		
安曇野市(穂高)	0	0	0	0	0	4,455	98	0	4,553
安曇野市(明科)	0	0	0	0	0	1,419	0	0	1,419
安曇野市(堀金)	0	0	0	0	0	1,250	0	0	1,250
安曇野市(豊科三郷)	0	0	0	0	0	5,590	0	0	5,590
池田町	0	0	0	185	0	911	0	0	1,096
松川村	0	0	0	0	0	974	0	0	974
松本市(松本)	0	0	71	0	1,565	1,541	0	22,491	25,668
松本市(梓川)	0	0	1,641	0	0	721	318	0	2,680
松本市(四賀)	27	0	0	194	0	0	305	0	526
松本市(波田)	0	0	2,979	126	0	0	0	0	3,105

出典：「平成 27 年度 長野県の水道」(長野県)

表 2.2.13 簡易水道の利水状況

(平成 28 年 3 月 31 日現在)

事業名	年間取水量 (千 m ³)									
	地表水			地下水			原水 受水	浄水 受水	その他 湧水等	計
	ダム	湖沼水	河川水	伏流水	浅井戸	深井戸				
あづみ野 森	0	0	0	0	0	0	0	0	3	3
有明高原 D4 地区	0	0	0	0	0	45	0	0	0	45
麻績村	164	31	94	0	0	0	0	0	103	392
生坂村	0	0	0	0	0	0	0	222	0	222
坂井	0	0	0	175	0	10	0	0	0	185
坂北		0	0	0	47	164	0	3	0	214
大沢	0	0	0	9	0	0	0	0	0	9
乱橋	0	0	2	5	0	27	0	0	0	34
本城	0	0	156	0	0	23	0	0	0	179
赤松	0	0	0	6	0	0	0	0	0	6

出典：「平成 27 年度 長野県の水道」(長野県)

表 2.2.14 専用水道の利水状況

(平成 28 年 3 月 31 日現在)

施設名等	確認 年月日	給水人口 (人)		施設能力 (m ³ /日)	原水の 種別
		確認時	現在		
東洋紡績 (株) 豊科工場	H24.4.25	243	0	400	深井戸
(福) 協立福社会 あづみの里	H18.11.2	237	0	300	深井戸
医療法人 仁雄会 穂高病院	H25.6.28	871	0	65	深井戸
(株) 大同ライフサービス	H15.12.1	1,372	82	187	井戸
国立大学法人信州大学	H26.3.18	2,997	0	1,072	深井戸
社会医療法人財団慈泉会相澤病院	H21.7.24	1,910	0	304	深井戸
藤森病院井戸	H22.10.22	160	0	70	深井戸
東日本旅客鉄道 (株) 松本構内井水	H24.1.30	190	0	72	深井戸
王子マテリア (株) 松本工場	H26.10.31	139	0	70	深井戸

出典：「平成 27 年度 長野県の水道」(長野県)

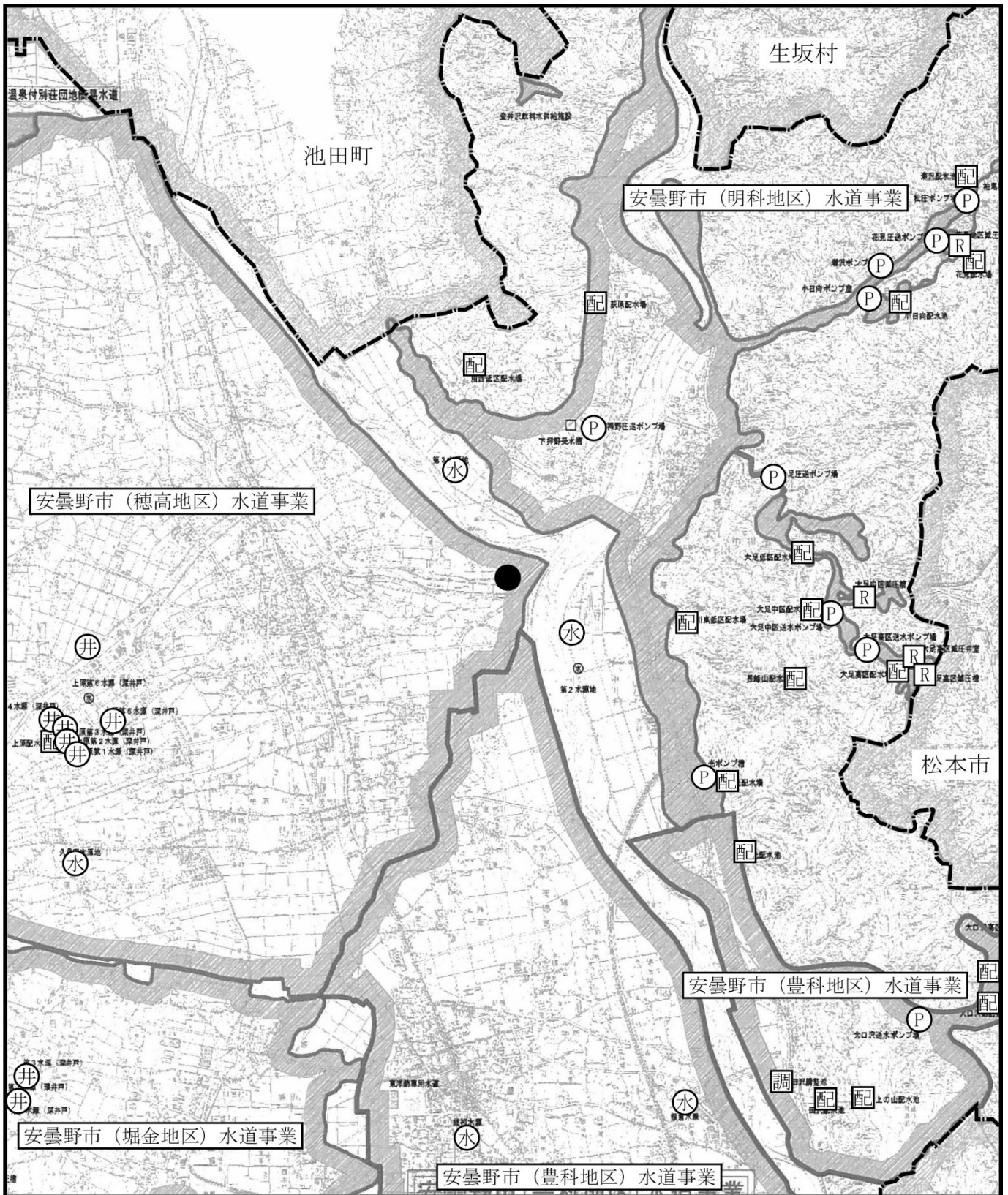
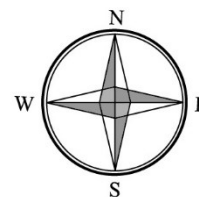


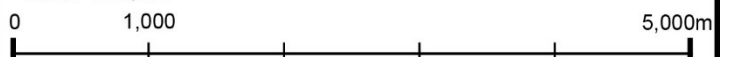
図2.2.9 給水区域図

凡 例

- 対象事業実施区域
- ⊙(水) 水源
- ⊙(井) 水源 (井戸)
- ⊞(配) 配水池
- ⊙(P) ポンプ場
- ⊞(R) 減圧槽
- ⊞(調) 調整池
- 上水道区域
- - - 市町村境



Scale 1/56,200



出典：「給水区域図」（安曇野市）

2) 地下水の利用状況

対象事業実施区域を含む一角は、工業用地として利用されており、事業用の井戸が設置され、地下水が利用されている。穂高クリーンセンターの焼却施設及びし尿処理施設では井戸を設置して取水している他、隣接する事業所でも地下水を利用している。

対象事業実施区域周辺で最も近い家庭用の井戸は対象事業実施区域の西側約 250m に位置している。また、最も近い漁業用の井戸は対象事業実施区域の南側約 200m の穂高川対岸に位置している。

3) 水面利用の状況

対象事業実施区域及びその周囲における水面利用の場として、犀川、高瀬川、穂高川などが挙げられる。犀川流域における漁業権について表 2.2.15 に示す。

なお、対象事業実施区域付近の犀川、高瀬川、穂高川などは犀川漁業協同組合が管轄する区域である。

表 2.2.15 漁業権

漁業番号	内共第 4 号
漁協名	奈良井川、波田、犀川、安曇、北安中部、犀川殖産
漁業の名称	あゆ漁業、こい漁業、ふな漁業、うぐい漁業、おいかわ漁業、かじか漁業 うなぎ漁業、にじます漁業、やまめ漁業、いwana漁業、しなのゆきます漁業
漁場の位置	長野市から上流の犀川本流及び支流並びに柳久保池
漁場の区域	次の基点第 1 号と基点第 2 号を結ぶ線から上流の犀川本流及び支流並びに柳久保池。ただし、次の基点第 3 号と基点第 4 号を結ぶ線から上流の農具川、木崎湖、中綱湖、青木湖並びにこれらの湖沼に流入する河川の本流及び支流、基点第 5 号と基点第 6 号を結ぶ線から上流の裾花川本流及び支流、大町市平字馬返し地先の尾入沢合流点から上流 540 メートルの間の高瀬川、塩尻市大字奈良井地籍の奈良井ダム中心線から上流 300 メートル及び下流 300 メートルの間の奈良井川本流並びに塩尻市大字贅川地籍の片平取水堰中心線から上流 50 メートル及び下流 50 メートルの間の奈良井川本流は除く。 基点第 1 号 長野市松岡 2 丁目地籍の犀川左岸の長野市清掃工場の煙突 基点第 2 号 長野市真島町地先の犀川右岸の真島町と青木島町との境界点 基点第 3 号 大町市平藤渡地籍の市道木崎稲尾線と農具川との交差部左岸の上流端 基点第 4 号 大町市平藤渡地籍の市道木崎稲尾線と農具川との交差部右岸の上流端 基点第 5 号 長野市大字中御所地籍の長安橋の左岸橋台の上流端 基点第 6 号 長野市大字安茂里地籍の長安橋の右岸橋台の上流端
関係地区または地元地区	長野市、松本市、大町市、塩尻市、安曇野市、東筑摩郡、北安曇郡（白馬村及び小谷村を除く。）及び小川村

出典：長野県ホームページ「漁業権の免許の内容等」（長野県農政部園芸畜産課）

2.2.6 環境整備の状況

(1) 下水道の普及状況

本組合組織市町村及び松本市の下水道の普及状況を表 2.2.16(1)～(2)に示す。

なお、生坂村及び筑北村では下水道事業はなく、し尿及び生活雑排水を農業集落排水施設及び浄化槽等で処理している。

表 2.2.16(1) 下水道の普及状況

(平成 28 年 3 月 31 日現在)

市町村名	行政 人口 (千人)	公共下水道				特定環境保全公共下水道			
		供用 区域内 人口 (千人)	水洗化 人口 (千人)	普及率 (%)	水洗 化率 (%)	供用 区域内 人口 (千人)	水洗化 人口 (千人)	普及率 (%)	水洗 化率 (%)
安曇野市	98.3	79.8	66.0	81.2	82.7	8.0	4.7	8.1	59.3
池田町	10.2	9.6	8.6	94.1	89.5				
松川村	10.0					9.9	8.9	98.9	90.1
麻績村	2.9					1.9	1.7	65.4	92.2
松本市	241.1	193.7	191.4	80.3	98.9	39.0	36.8	16.2	94.3

出典：「NAGANO「生活排水データ集」2016」(平成 28 年度 長野県環境部生活排水課)

表 2.2.16(2) 下水道の普及状況

(平成 28 年 3 月 31 日現在)

市町村名	行政 人口 (千人)	合計 (公共下水道+特環)			
		供用 区域内 人口 (千人)	水洗化 人口 (千人)	普及率 (%)	水洗 化率 (%)
安曇野市	98.3	87.8	70.7	89.3	80.6
池田町	10.2	9.6	8.6	94.1	89.5
松川村	10.0	9.9	8.9	98.9	90.1
麻績村	2.9	1.9	1.7	65.4	92.2
松本市	241.1	232.7	228.2	96.5	98.1

出典：「NAGANO「生活排水データ集」2016」(平成 28 年度 長野県環境部生活排水課)

(2) 廃棄物処理の状況

1) ごみ処理

本組合管内のごみ処理の状況を図 2.2.10 に、現有施設の概要を表 2.2.17 に示す。

穂高クリーンセンターでは、搬入されたもえるごみ、もえないごみ（金属類、ガラス・陶器類）、乾電池・蛍光管を処理、一時保管している。資源ごみは、組織市町村が独自に資源化している。

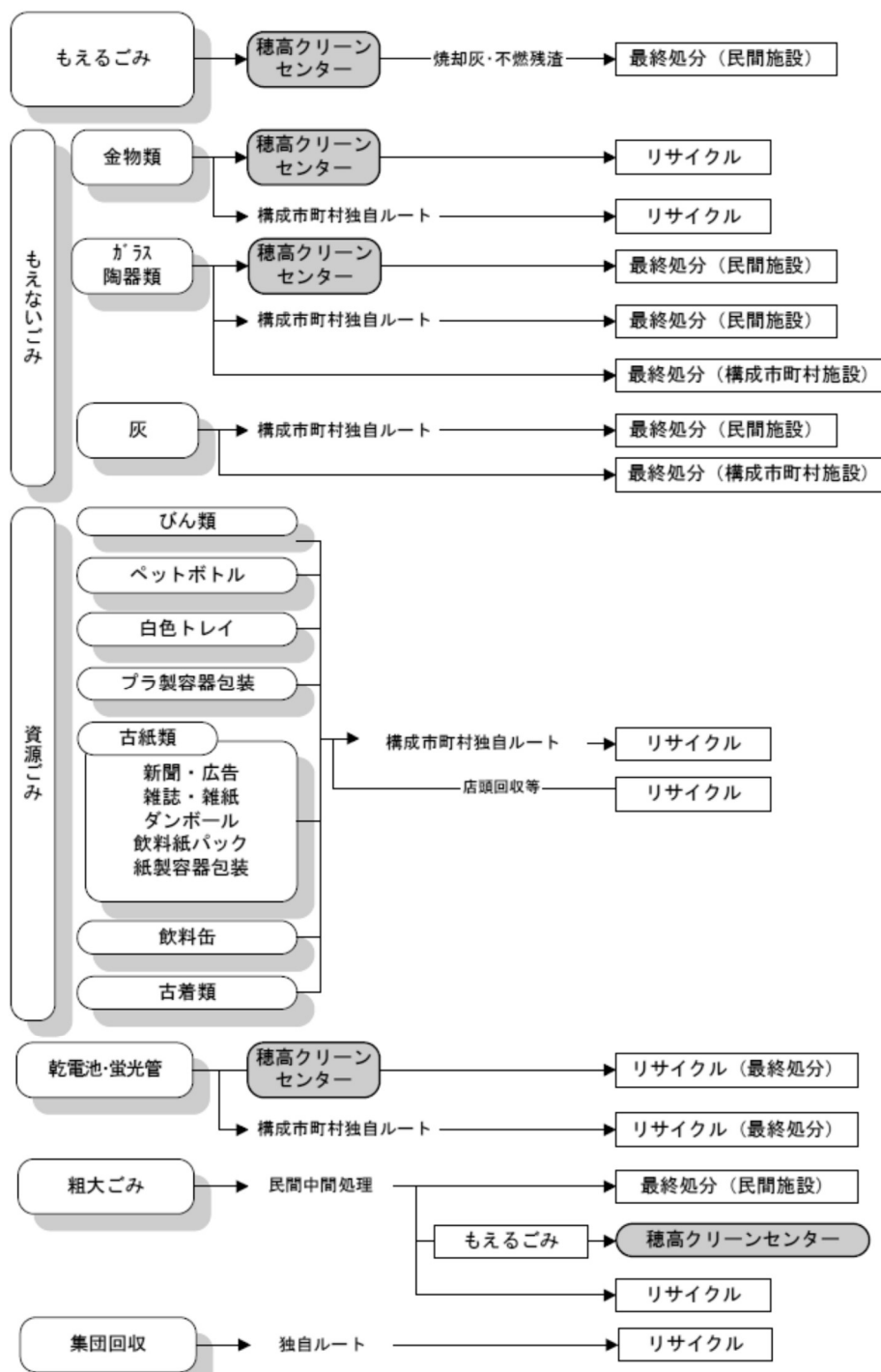


図 2.2.10 ごみ処理フロー

表 2.2.17 現有施設の概要

施設の種類		施設名	設置主体	主な内容
1	焼却	穂高クリーンセンター (ごみ処理)	穂高広域施設組合	施設規模：150t/日 可燃ごみの焼却処理 焼却熱の利用によるエネルギー回収 1994年供用開始(約23年経過)
2	破碎・選別	不燃物処理施設	穂高広域施設組合	施設規模：7t/日 不燃ごみの処理と資源の回収 1987年供用開始(約30年経過)
3	資源回収・ ストックヤード	ストックヤード	穂高広域施設組合	焼却灰、破碎処理物、金物類、廃蛍光管、 廃乾電池の一時保管施設
4		リサイクルセンター	安曇野市 (穂高地区)	びんやペットボトルなど資源物の集積場
5		リサイクルセンター	安曇野市 (豊科地区)	びんやペットボトルなど資源物の集積場 工房や展示室、会議室などプラザ棟を併設
6		ストックヤード	安曇野市 (明科地区)	びんやペットボトルなど資源物の集積場 2000年設置(約17年経過)
7		筑北村坂井高品質堆肥 製造施設	筑北村	事業系生ごみ及び汚泥の堆肥化
8	し尿処理	クリーンセンター (し尿処理)	穂高広域施設組合	施設規模：78kL/日 し尿・浄化槽汚泥の処理 1991年供用開始(約26年経過) 2010年改造(処理能力変更)
9	最終処分	小岩岳不燃物処理場	安曇野市 (穂高地区)	埋立容量：11,750m ³ 不燃ごみの埋立 1990年埋立開始(約27年経過)
10		一般廃棄物最終処分場	安曇野市 (三郷地区)	埋立容量：23,000m ³ 不燃ごみの埋立 1997年埋立開始(約20年経過)

2) ごみ排出量

本組合管内のごみの排出量の推移を表 2.2.18 に示す。

表 2.2.18 ごみ排出量の推移

	単位	年度				
		平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年
人口	人	129,925	129,432	128,602	128,094	127,490
家庭系ごみ	t/年	25,740	24,590	23,749	23,131	22,346
事業系ごみ	t/年	12,568	12,491	13,436	14,164	14,217
合計	t/年	38,308	37,081	37,185	37,295	36,563
1人1日当たり排出量	g/人・日	808	785	792	798	784
長野県平均	g/人・日	849	835	838	836	—注)

注) ごみ排出量の平成28年の長野県の平均は平成29年8月時点で公表されていない。

3) 焼却施設搬入量

ごみ焼却施設への搬入量の推移を表 2.2.19 に示す。

表 2.2.19 ごみ焼却施設への搬入量の推移

	単位	年度				
		平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年
家庭系可燃ごみ	t/年	17,510	17,254	17,304	17,175	17,134
事業系可燃ごみ	t/年	12,389	12,336	13,289	14,042	14,095
し渣	t/年	37	30	27	26	29
し尿汚泥	t/年	1,052	1,026	934	876	820
可燃残渣	t/年	10	11	10	9	8
計	t/年	30,998	30,657	31,564	32,128	32,086

4) 資源化量

本組合管内の資源化量の推移を表 2.2.20 に示す。

表 2.2.20 資源化量の推移

		単位	年度				
			平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年
組 合	鉄類	t/年	203	187	174	159	152
	乾電池・蛍光管	t/年	45	45	44	44	43
	焼却鉄類	t/年	81	85	95	88	78
	計	t/年	329	317	313	291	273
市 町 村	金物類	t/年	76	74	73	69	63
	資源化物	t/年	7,310	6,369	5,538	5,059	4,366
	集団回収等	t/年	2	7	46	62	61
	計	t/年	7,388	6,450	5,657	5,190	4,490
合計		t/年	7,717	6,767	5,970	5,481	4,763
総ごみ排出量		t/年	38,308	37,081	37,185	37,295	36,563
資源化率		%	20.1	18.2	16.1	14.7	13.0
資源化率（長野県平均）		%	25.0	24.7	23.1	23.0	—注)

注) 平成 28 年の資源化率（長野県平均）は平成 29 年 8 月時点で公表されていない。

5) 最終処分量

本組合管内の最終処分量の推移を表 2.2.21 に示す。

表 2.2.21 最終処分量の推移

		単位	年度				
			平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年
組合	焼却不燃	t/年	466	503	606	641	644
	固化灰	t/年	2,167	2,134	2,141	2,130	2,085
	ガラス・陶器類	t/年	152	146	140	125	113
	計	t/年	2,785	2,783	2,887	2,896	2,842
市町村	ガラス・陶器類	t/年	426	438	424	423	393
	灰	t/年	47	50	45	37	34
	計	t/年	473	488	469	460	427
合計		t/年	3,258	3,271	3,356	3,329	3,269
総ごみ排出量		t/年	38,308	37,081	37,185	37,295	36,563
最終処分率		%	8.5	8.8	9.0	8.9	8.9
最終処分率 (長野県平均)		%	9.0	8.8	9.8	9.4	—注)

注) 平成 28 年の最終処分率 (長野県平均) は平成 29 年 8 月時点で公表されていない。

6) 産業廃棄物処理施設

本広域内の産業廃棄物中間処理施設及び産業廃棄物最終処分場の設置状況を表 2.2.22 に示す。

表 2.2.22 産業廃棄物中間処理及び最終処分場の設置状況

(平成 29 年 3 月 31 日現在)

施設所在地	許可件数		
	産業廃棄物処分量 中間処理	特別管理産業廃棄物処分量 中間処理	産業廃棄物処分量 最終処分場
安曇野市	10	1	0
池田町	1	0	0
松川村	3	0	0
生坂村	2	0	0
麻績村	0	0	0
筑北村	1	0	0

出典：長野県ホームページ「長野県産業廃棄物処理業者名簿」

2.2.7 環境の保全を目的とした関係法令等による指定、規制等の状況

(1) 大気質

1) 環境基本法等

環境基本法に基づく大気汚染に係る環境基準を表 2.2.23 及び表 2.2.24 に、塩化水素の目標環境濃度を表 2.2.25 に示す。

表 2.2.23 大気の汚染に係る環境基準 (1)

物質	環境上の条件
二酸化硫黄	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ、1 時間値が 0.1ppm 以下であること。
一酸化炭素	1 時間値の 1 日平均値が 10ppm 以下であり、かつ、1 時間値の 8 時間平均値が 20ppm 以下であること。
浮遊粒子状物質	1 時間値の 1 日平均値が 0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1 時間値が 0.20mg/m ³ 以下であること。
光化学オキシダント	1 時間値が 0.06ppm 以下であること。
二酸化窒素	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下であること。
微小粒子状物質	1 年平均値が 15µg/m ³ 以下であり、かつ、1 日平均値が 35µg/m ³ 以下であること。
環境基準の評価方法 ・短期的評価（二酸化窒素、微小粒子状物質を除く） 二酸化硫黄、浮遊粒子状物質 測定を行った日についての 1 時間値の 1 日平均値または各 1 時間値を環境基準と比較して評価を行う。 一酸化炭素 測定を行った日についての 1 時間値の 1 日平均値若しくは 8 時間平均値を環境基準と比較して評価を行う。 光化学オキシダント 測定を行った日についての 1 時間値の各 1 時間値を環境基準と比較して評価を行う。 ・長期的評価（光化学オキシダントを除く） 二酸化窒素 1 年間の測定を通じて得られた 1 日平均値のうち、低い方から数えて 98% 目に当たる値（1 日平均値の年間 98% 値）を環境基準と比較して評価を行う。 二酸化硫黄、一酸化炭素、浮遊粒子状物質 1 年間の測定を通じて得られた 1 日平均値のうち、高い方から数えて 2% の範囲にある測定値を除外した後の最高値（1 日平均値の年間 2% 除外値）を環境基準と比較して評価を行う。ただし、上記の評価方法にかかわらず環境基準を超える日が 2 日以上連続した場合には非達成とする。 微小粒子状物質 微小粒子状物質の曝露濃度分布全体を平均的に制御する意味での長期基準と、曝露濃度分布のうち高濃度領域制御する意味での短期基準の両者について、長期的評価を行うものとする。 長期基準に関する評価は、測定結果の 1 年平均値を長期基準（1 年平均値）と比較する。 短期基準に関する評価は、測定結果の 1 日平均値のうち年間 98 パーセントタイル値を代表値として選択し、これを短期基準（1 日平均値）と比較する。	

注 1) 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活しない地域または場所については、適用しない。

注 2) 浮遊粒子状物質とは大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が 10µm 以下のものをいう。

注 3) 二酸化窒素について、1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内にある地域にあっては、原則としてこのゾーン内において現状程度の水準を維持し、又はこれを大きく上回ることをとらないよう努めるものとする。

注 4) 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質（中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。）をいう。

注 5) 微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が 2.5µm の粒子を 50% の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子をいう。

出典：大気の汚染に係る環境基準について（昭和 48 年 5 月 8 日 環境庁告示 25 号）

二酸化窒素に係る環境基準について（昭和 53 年 7 月 11 日 環境庁告示 38 号）

微小粒子状物質による大気の汚染に係る環境基準について（平成 21 年 9 月 9 日 環境省告示第 33 号）

「環境大気常時監視マニュアル第 6 版」（平成 22 年 3 月 環境省）

表 2.2.24 大気の汚染に係る環境基準 (2)

物質	環境上の条件
ベンゼン	1年平均値が 0.003mg/m ³ 以下であること。
トリクロロエチレン	1年平均値が 0.2mg/m ³ 以下であること。
テトラクロロエチレン	1年平均値が 0.2mg/m ³ 以下であること。
ジクロロメタン	1年平均値が 0.15mg/m ³ 以下であること。

注) 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活しない地域または場所については、適用しない。

出典：ベンゼン、トリクロロエチレン及びテトラクロロエチレンによる大気の汚染に係る環境基準について（平成 9 年 2 月 4 日 環境庁告示 4 号）

「ジクロロメタンによる大気の汚染に係る環境基準について」（平成 13 年 6 月 12 日 環管総 182 号）

表 2.2.25 塩化水素の目標環境濃度

項目	環境濃度
塩化水素	0.02ppm

出典：大気汚染防止法に基づく窒素酸化物の排出基準の改定等について（昭和 52 年 6 月 16 日 環境庁大気保全局長通達）

2) 大気汚染防止法

大気汚染防止法に基づく廃棄物焼却炉の排出基準を表 2.2.26 に示す。

表 2.2.26 大気汚染防止法に基づく排出基準

項目	排出基準値
ばいじん	0.08g/Nm ³ 以下 ^{注1} （酸素濃度 12%換算）
硫黄酸化物	K 値 17.5
塩化水素	700mg/Nm ³ 以下（酸素濃度 12%換算）
窒素酸化物	250cm ³ /Nm ³ 以下 ^{注2} （酸素濃度 12%換算）

注 1) 焼却能力 2,000kg/h 以上、4,000kg/h 未満の新設廃棄物焼却炉

注 2) 排出ガス量 4 万 Nm³/h 以上の連続炉または連続炉以外の廃棄物焼却炉

出典：排出基準値の根拠は以下のとおり。

ばいじん：大気汚染防止法施行規則第 4 条別表第 2

硫黄酸化物：大気汚染防止法施行規則第 3 条

塩化水素：大気汚染防止法施行規則第 5 条別表第 3

窒素酸化物：大気汚染防止法施行規則第 5 条別表 3 の 2

3) ダイオキシン類対策特別措置法

ダイオキシン類対策特別措置法で定める環境基準を表 2.2.27 に、廃棄物焼却炉からの排出基準を表 2.2.28 に示す。

表 2.2.27 ダイオキシン類の大気環境基準

項目	環境基準
ダイオキシン類	年間平均値 0.6pg-TEQ/m ³ 以下

注) 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。

出典：ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁及び土壌汚染に係る環境基準について(平成 11 年 12 月 27 日 環境庁告示 68 号)

表 2.2.28 ダイオキシン類の焼却炉からの排ガスの排出基準

特定施設種類	施設規模	排出基準 (ng-TEQ/Nm ³)
		新設廃棄物焼却炉
廃棄物焼却炉	焼却能力が 1 時間あたり 4,000kg/h 未満 2,000kg/h 以上	1

注) 施設規模を 120t/日で 2 炉構成 (60t/24h) とした場合の 1 炉当りの値。

出典：ダイオキシン類対策特別措置法施行規則別表第 1

4) 一般廃棄物処理施設の維持管理の技術上の基準

廃棄物の処理及び清掃に関する法律で定める廃棄物焼却炉の排ガス中の一酸化炭素濃度の維持管理の技術上の基準を、表 2.2.29 に示す。

表 2.2.29 一般廃棄物処理施設の維持管理の技術上の基準

項目	維持管理基準
一酸化炭素	100ppm 以下 (酸素濃度 12%換算)

出典) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第 4 条の 5 第 1 項第 2 号

(2) 騒音

1) 環境基本法

環境基本法に基づく騒音に係る環境基準を表 2.2.30 に、道路に面する地域に係る環境基準を表 2.2.31(1)～(2)に、騒音の環境基準に係る地域の類型区分を表 2.2.32 に示す。

なお、対象事業実施区域は用途地域の指定はないが、付表の地域として C 類型に該当し、騒音に係る環境基準 (C 類型) が適用される。

表 2.2.30 騒音に係る環境基準 (等価騒音レベル)

地域の類型	時間帯の区分	
	昼間 (午前 6 時～午後 10 時)	夜間 (午後 10 時～翌日の午前 6 時)
AA	50 デシベル以下	40 デシベル以下
A 及び B	55 デシベル以下	45 デシベル以下
C	60 デシベル以下	50 デシベル以下

- 注) 1 AA をあてはめる地域は、療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域とする。
 2 A を当てはめる地域は、専ら住居の用に供される地域とする。
 3 B を当てはめる地域は、主として住居の用に供される地域とする。
 4 C を当てはめる地域は、相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域とする。

表 2.2.31(1) 道路に面する地域に係る環境基準 (等価騒音レベル)

地域の区分	時間帯の区分	
	昼間	夜間
A 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域	60 デシベル以下	55 デシベル以下
B 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域及び C 地域のうち車線を有する道路に面する地域	65 デシベル以下	60 デシベル以下

注) 車線とは一縦列の自動車車が安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道分をいう。この場合において、幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず、特例として次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

表 2.2.31(2) 幹線交通を担う道路に近接する空間の環境基準 (等価騒音レベル)

基準値	
昼間	夜間
70 デシベル以下	65 デシベル以下
備考：個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準 (昼間にあっては 45 デシベル以下、夜間にあっては 40 デシベル以下) によることができる。	

注 1) 「幹線交通を担う道路」とは、道路法第 3 条の規定による高速自動車道、一般国道、県道及び市町村道 (市町村道にあっては 4 車線以上の区間に限る。) をいう。

注 2) 「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、次の車線数の区分に応じ道路端から距離によりその範囲を特定するものとする。

(1) 2 車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路 15 メートル

(2) 2 車線を超える車線を有する幹線交通を担う道路 20 メートル

出典：騒音に係る環境基準について (平成 10 年 9 月 30 日 環境庁告示 64 号)

表 2.2.32 騒音の環境基準に係る地域の類型区分

類型区分	市町村	用途地域の区分
A	安曇野市	第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域、付表の地域
	松本市	第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域、付表の地域
B	安曇野市	第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、付表の地域
	筑北村	付表の地域
	麻績村	付表の地域
	松本市	第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、付表の地域
C	安曇野市	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域、付表の地域
	筑北村	付表の地域
	麻績村	付表の地域
	松本市	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域
備考		
<p>1 この表において、第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域とは、都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号の規定により定められた用途地域をいう。</p> <p>2 付表の地域とは、用途地域の定めのない地域について、各市町村の字名で指定している地域をいう。なお、付表は省略する。</p> <p>3 指定状況は平成29年4月1日現在。</p>		

出典：平成11年3月25日 県告示第182号

2) 騒音規制法

ア 道路交通騒音

騒音規制法に基づく道路に面する地域の要請限度を表 2.2.33 に、道路交通騒音に係る知事等が定める区域を表 2.2.34 に示す。

対象事業実施区域は用途地域の指定はないが、付表の地域として c 区域に該当するため、自動車騒音に係る要請限度（b 区域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する区域及び c 区域のうち車線を有する道路に面する区域）が適用される。

要請限度とは、道路交通騒音により周辺の生活が著しく損なわれると認められるときに、都道府県公安委員会に対し、道路交通法の規定による措置を執るよう要請し、道路構造に関して、道路管理者または関係行政機関の長に意見を述べることができる限度である。

表 2.2.33 自動車騒音に係る要請限度

区域の区分	時間の区分	
	昼間 午前 6 時から午後 10 時まで	夜間 午後 10 時から翌日の午前 6 時まで
a 区域及び b 区域のうち 1 車線を有する道路に面する区域	65 デシベル	55 デシベル
a 区域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する区域	70 デシベル	65 デシベル
b 区域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する区域及び c 区域のうち車線を有する道路に面する区域	75 デシベル	70 デシベル

注 1) 表に掲げる区域のうち幹線交通を担う道路に近接する区域に係る限度は上表にかかわらず、特例として昼間においては 75 デシベル、夜間においては 70 デシベルとする。

注 2) 車線とは、1 縦列の自動車及安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。

注 3) 「幹線交通を担う道路」とは、道路法第 3 条の規定による高速自動車道、一般国道、県道及び市町村道（市町村道にあつては 4 車線以上の区間に限る。）をいう。

注 4) 「幹線交通を担う道路に近接する区域」とは、次の車線数の区分に応じて道路端から距離によりその範囲を特定する。

(1) 2 車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路 15 メートル

(2) 2 車線を超える車線を有する幹線交通を担う道路 20 メートル

出典：平成 12 年 3 月 30 日 県告示第 209 号

表 2.2.34 道路交通騒音に係る知事等が定める区域

区域区分	市町村	用途地域の区分
a 区域	安曇野市	第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域 第 2 種中高層住居専用地域、付表の地域
	松本市	第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域 第 2 種中高層住居専用地域
b 区域	安曇野市	第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域、付表の地域
	筑北村	付表の地域
	麻績村	付表の地域
	松本市	第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域、付表の地域
c 区域	安曇野市	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域、付表の地域
	筑北村	付表の地域
	麻績村	付表の地域
	松本市	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域、付表の地域
備考		
<p>1 この表において、第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域とは、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 8 条第 1 項第 1 号の規定により定められた用途地域をいう。</p> <p>2 付表の地域とは、用途地域の定めのない地域について、各市町村の字名で指定している地域をいう。 なお、付表は省略する。</p> <p>3 指定状況は平成 29 年 4 月 1 日現在。</p>		

出典：昭和 50 年 2 月 27 日 県告示第 97 号

イ 工場騒音

騒音規制法に基づく特定工場等に係る規制基準を表 2.2.35 に、騒音規制地域等の指定を表 2.2.36 に示す。

工場、事業場騒音については、特定施設を有する工場、事業場に対し、区域の区分に応じて時間区分ごとに規制基準が定められている。

なお、広域ごみ処理施設は、送風機の規模により騒音規制法に係る特定工場等に該当する。対象事業実施区域は用途地域の指定はないが、付表の地域として第 4 種区域に該当するため、特定工場等で発生する騒音の規制に関する基準（第 4 種区域）が適用される。

表 2.2.35 特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準

区域の区分	時間の区分		
	昼間 午前 8 時から午後 6 時まで	朝 午前 6 時から午前 8 時まで 夕 午後 6 時から午後 9 時まで	夜間 午後 9 時から翌日の午前 6 時まで
第 1 種区域	50 デシベル	45 デシベル	45 デシベル
第 2 種区域	60 デシベル	50 デシベル	50 デシベル
第 3 種区域	65 デシベル	65 デシベル	55 デシベル
第 4 種区域	70 デシベル	70 デシベル	65 デシベル
備考			
1 規制基準は、特定工場等の敷地の境界線における大きさの許容限度をいう。			
2 第 2 種区域、第 3 種区域又は、第 4 種区域の区域内に存在する学校教育法第 1 条に規定する学校、児童福祉法第 7 条第 1 項に規定する保育所、医療法第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院及び同条第 2 項に規定する診療所のうち患者の収容施設を有するもの、図書館法第 2 条第 1 項に規定する図書館、老人福祉法第 5 条の 3 に規定する特別養護老人ホーム並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第 2 条第 7 項に規定する幼保連携型認定こども園の敷地の周囲おおむね 50 メートルの区域内における規制基準値は、それぞれの基準値から 5 デシベルを減じた値とする。			

出典：昭和 50 年 2 月 27 日 県告示第 97 号

表 2.2.36 騒音規制地域等の指定

区域の区分	市町村	用途地域の区分
第1種区域	安曇野市	第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、付表の地域
	筑北村	付表の地域
	松本市	第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域
第2種区域	安曇野市	第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、付表の地域
	筑北村	付表の地域
	麻績村	付表の地域
	松本市	第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、付表の地域
第3種区域	安曇野市	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、付表の地域
	筑北村	付表の地域
	麻績村	付表の地域
	松本市	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、付表の地域
第4種区域	安曇野市	工業地域、付表の地域
	松本市	工業地域
備考		
<p>1 この表において、第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域とは、都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号の規定により定められた用途地域をいう。</p> <p>2 付表の地域とは、用途地域の定めのない地域について、各市町村の字名で指定している地域をいう。なお、付表は省略する。</p> <p>3 指定状況は平成29年4月1日現在。</p>		

出典：昭和50年2月27日 県告示第97号

ウ 建設作業騒音

騒音規制法に基づく特定工場等に係る騒音の規制基準を表 2.2.37 に示す。

なお、対象事業に伴う建設工事は、バックホウ等を使用するため騒音規制法に係る特定建設作業に該当する。対象事業実施区域は用途地域の指定はないが、付表の地域として第 4 種区域に該当するため、特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準（第 2 号区域）が適用される。

表 2.2.37 特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準

		騒音の 大きさ	作業が できない時間 (夜間)	1 日における 作業時間	同一場所 における 作業時間	日曜日、 休日に おける作業
くい打機等を使用する作業		85 デシベル	第 1 号区域 午後 7 時～ 翌日午前 7 時 第 2 号区域 午後 10 時～ 翌日午前 6 時	第 1 号区域 10 時間を 超えないこと 第 2 号区域 14 時間を 超えないこと	連続して 6 日を 超えないこと	禁止
びょう打機を使用する作業						
さく岩機を使用する作業						
空気圧縮機を使用する作業						
コンクリートプラント又は アスファルトプラントを設 けて行う作業						
バックホウ、トラクターシ ョベル、ブルドーザーを使 用する作業						
適用 除外	作業がその作業を開始した日 に終わるものを除く。		A、B、C、D、 E	A、B	A、B	A、B、C、D、 E、F
<p>備考</p> <p>1 騒音の大きさは、特定建設作業の場所の敷地の境界線での値。</p> <p>2 表中 A～F は次の場合をいう。</p> <p>A 災害その他非常の事態のための緊急に行う必要がある場合</p> <p>B 人の生命又は身体に対する危険の防止のため行う必要がある場合</p> <p>C 鉄道または軌道の正常な運行確保のため行う必要がある場合</p> <p>D 道路法第 34 条（道路の占用許可）、第 35 条（協議）による場合</p> <p>E 道路交通法第 77 条第 3 項（道路の使用許可）、第 80 条第 1 項（協議）による場合</p> <p>F 電気事業法施行規則第 1 条第 2 項第 1 号の変電所の変更の工事で特定建設作業に従事する者の生命 又は身体に対する安全の確保のため電気工作物の機能を停止して日曜日、休日に行う必要のある場合</p> <p>3 第 1 号区域とは、指定地域のうち第 1 種区域と第 2 種区域の全域、並びに第 3 種区域と第 4 種区域のう ち学校、保育所、病院及び診療所のうち患者の収容施設を有するもの、図書館並びに特別養護老人ホーム の敷地の周囲 80m の区域をいう。</p> <p>第 2 号区域とは、第 3 種区域及び第 4 種区域のうち上記以外のものをいう。</p>						

出典：昭和 50 年 2 月 27 日 県告示第 97 号

3) 安曇野市公害防止条例

ア 一般の騒音

安曇野市公害防止条例に基づく一般の騒音の規制基準を表 2.2.38 に示す。

対象事業実施区域はその他の地域に該当するため、規制基準が適用される。

表 2.2.38 一般の騒音の規制基準

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 8 条第 1 項第 1 号に規定する区域	時間の区分		
	昼間 午前 8 時から午後 6 時まで	朝 午前 6 時から午前 8 時まで 夕 午後 6 時から午後 9 時まで	夜間 午後 9 時から翌日の 午前 6 時まで
第 1 種低層住居専用地域 第 2 種低層住居専用地域	50 デシベル	45 デシベル	45 デシベル
第 1 種中高層住居専用地域 第 2 種中高層住居専用地域 第 1 種住居地域 第 2 種住居地域 準住居地域	60 デシベル	50 デシベル	50 デシベル
近隣商業地域 商業地域 準工業地域	65 デシベル	65 デシベル	55 デシベル
工業地域	70 デシベル	70 デシベル	65 デシベル
その他の地域	65 デシベル	65 デシベル	55 デシベル
備考			
1 その他の地域とは、都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号の規定により定められた用途地域の定めのない地域をいう。			
2 学校・保育所・病院及び診療所のうち、患者の収容施設を有するもの、図書館並びに特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね 50 メートルの区域内における規制基準は、この表に掲げる数値から 5 デシベルを減じた数値とする。			
3 この表は、建設作業に伴って発生する騒音、拡声機の使用に係る騒音及び交通機関の走行騒音等については適用しない。			

出典：安曇野市公害防止条例施行規則第 4 条別表第 6（平成 17 年 10 月 1 日）

イ 建設作業騒音

安曇野市公害防止条例に基づく特定建設作業の規制基準を表 2.2.39 に示す。

なお、対象事業実施区域はその他の地域に該当するため、特定建設作業に該当する建設作業を実施する際には規制基準が適用される。

表 2.2.39 特定建設作業等の規制基準

	基準値 単位：dB	作業が できない時間 (夜間)	1日における 作業時間	同一場所におけ る作業時間	日曜日、 休日に おける作業
くい打機又はくい打くい抜 機を使用する作業	85	第1号区域 午後7時～ 翌日午前7時	第1号区域 10時間を超 えないこと	連続して 6日を 超えないこと	禁止
びょう打機を使用する作業	80	第2号区域 午後10時～ 翌日午前6時			
さく岩機を使用する作業	75	第1号区域 午後9時～ 翌日午前6時	第2号区域 14時間を超 えないこと	第1号区域 連続して1月を 超えないこと	
空気圧縮機を使用する作業				第2号区域 連続して2月を 超えないこと	
コンクリートプラント又は アスファルトプラントを設 けて行う作業		第2号区域 午後10時～ 翌日午前6時	—		
コンクリートカッターを使 用する作業					
適用除外		A、B、C、E	A、B、G	A、B	A、B、D、F
備考					
1 基準値は、特定建設作業の場所の敷地の境界線から30mの地点における値。					
2 第1号区域とは、第1種低層住居専用地域・第2種低層住居専用地域・第1種中高層住居専用地域・第2種中高層住居専用地域・第1種住居地域・第2種住居地域・準住居地域・近隣商業地域・商業地域・準工業地域・工業地域・その他の地域のうち病院及び収容施設を有する診療所、学校、図書館、保育所、特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね80mの区域をいう。 第2号区域とは第1号区域以外の地域 なお、安曇野市公害防止条例では、第1号区域及び第2号区域という名称はなく、本編中で容易に説明できるように便宜的に設定した名称である。					
3 表中A～Gは次の場合をいう。					
A 災害その他非常の事態の発生により当該特定建設作業を緊急に行う必要がある場合					
B 人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に当該特定建設作業を行う必要がある場合					
C 鉄道又は軌道の正常な運行を確保するため特に夜間において当該特定建設作業を行う必要がある場合					
D 鉄道又は軌道の正常な運行を確保するため特に当該特定建設作業を日曜日その他の休日に行う必要がある場合					
E 道路法（昭和27年法律第180号）第34条の規定に基づき道路の占用の許可に当該特定建設作業を夜間行うべき旨の条件が付された場合及び同法第35条の規定に基づく協議において当該特定建設作業を夜間に行うべきこととされた場合並びに道路交通法（昭和35年法律第105号）第77条第3項の規定に基づき、道路の使用の許可に当該特定建設作業を夜間に行うべき旨の条件が付された場合及び同法第80条第1項の規定に基づく協議において当該特定建設作業を夜間に行うべきこととされた場合					
F 電気事業法施行規則（平成7年通商産業省令第77号）第1条第2項第1号に規定する変電所の変更の工事として行う特定建設作業であって当該特定建設作業を行う場所に近接する電気工作物の機能を停止させて行わなければ当該特定建設作業に従事する者の生命又は身体に対する安全が確保できないため特に当該特定建設作業を日曜日その他の休日に行う必要がある場合					
F 道路法第34条の規定に基づき、道路の占用の許可に当該特定建設作業を日曜日その他の休日に行うべきこととされた場合並びに道路交通法第77条第3項の規定に基づき、道路の使用の許可に当該特定建設作業を日曜日その他の休日に行うべき旨の条件を付された場合及び同法第80条第1項の規定に基づく協議において当該特定建設作業を日曜日その他の休日に行うべきこととされた場合					
G その作業を開始した日に終わる場合					

出典：安曇野市公害防止条例施行規則第4条別表第6（平成17年10月1日）

(3) 振動

1) 振動規制法

ア 道路交通振動

振動規制法に基づく道路に面する地域の要請限度を表 2.2.40 に、振動規制地域等の指定を表 2.2.41 に示す。

なお、対象事業実施区域のある安曇野市には道路交通振動を規制する指定区域は設定されていないため、道路交通で発生する振動の規制に関する基準は適用されない。

表 2.2.40 道路交通振動の要請限度

地域の区分	時間帯の区分	
	昼間 午前 7 時から午後 7 時まで	夜間 午後 7 時から午前 7 時まで
第 1 種区域	65 デシベル以下	60 デシベル以下
第 2 種区域	70 デシベル以下	65 デシベル以下

出典：昭和 52 年 12 月 26 日 県告示第 683 号

表 2.2.41 振動規制地域等の指定状況

区域の区分	市町村	用途地域の区分
第 1 種区域	松本市	第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域
第 2 種区域	松本市	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域
備考		
1 この表において、第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域とは、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 8 条第 1 項第 1 号の規定により定められた用途地域をいう。		
2 指定状況は平成 29 年 4 月 1 日現在。		

出典：昭和 52 年 12 月 26 日 県告示第 683 号

イ 工場振動

振動規制法に基づく特定工場等に係る振動の規制基準を表 2.2.42 に示す。

なお、広域ごみ処理施設は、振動規制法に係る特定工場等に該当しない。また、安曇野市には工場振動を規制する指定区域の設定はされていないため、特定工場等で発生する振動の規制に関する基準は適用されない。

表 2.2.42 特定工場等において発生する振動の規制に関する基準

地域の区分	時間帯の区分	
	昼間 午前7時から午後7時まで	夜間 午後7時から午前7時まで
第1種区域	65 デシベル以下	60 デシベル以下
第2種区域	70 デシベル以下	65 デシベル以下
備考 1 規制基準は、特定工場等の敷地の境界線における大きさの許容限度をいう。 2 第1種区域及び第2種区域に所在する学校教育法第1条に規定する学校、児童福祉法第7条第1項に規定する保育所、医療法第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者の収容施設を有するもの、図書館法第2条第1項に規定する図書館、老人福祉法第5条の3に規定する特別養護老人ホーム並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園の敷地の周囲50メートルの区域内における規制基準値は、それぞれの基準値から5デシベルを減じた値とする。		

出典：昭和52年12月26日 県告示第683号

ウ 建設作業振動

振動規制法に基づく特定建設作業に係る振動の規制基準を表 2.2.43 に示す。

なお、対象事業実施区域のある安曇野市には特定建設作業を規制する指定区域の設定はされていないため、特定建設作業で発生する振動の規制に関する基準は適用されない。

表 2.2.43 特定建設作業の規制に関する基準

	振動の大きさ	作業ができない時間 (夜間)	1日における 作業時間	同一場所における 作業時間	日曜日、 休日における 作業
基準	特定建設作業の場所の敷地の境界線において、75 デシベルを超える大きさのものでないこと	第1号区域 午後7時～ 翌日午前7時 第2号区域 午後10時～ 翌日午前6時	第1号区域 10時間を超えないこと 第2号区域 14時間を超えないこと	連続して6日を超えないこと	禁止
適用除外	作業がその作業を開始した日に終わるものを除く。	A B C D E	A B	A B	A B C D E F
備考					
<p>1 表中 A～F は次の場合をいう。</p> <p>A 災害その他非常の事態のための緊急に行う必要がある場合</p> <p>B 人の生命又は身体に対する危険の防止のため行う必要がある場合</p> <p>C 鉄道または軌道の正常な運行確保のため行う必要がある場合</p> <p>D 道路法第 34 条（道路の占有許可）、第 35 条（協議）による場合</p> <p>E 道路交通法第 77 条第 3 項（道路の使用許可）、第 80 条第 1 項（協議）による場合</p> <p>F 電気事業法施行規則第 1 条第 2 項第 1 号の変電所の変更の工事で特定建設作業に従事する者の生命又は身体に対する安全の確保のため電気工作物の機能を停止して、日曜日、休日に行う必要のある場合</p> <p>2 第 1 号区域とは、第 1 種区域の全域並びに第 2 種区域のうち、学校教育法第 1 条に規定する学校、児童福祉法第 7 条第 1 項に規定する保育所、医療法第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院及び同条第 2 項に規定する診療所のうち患者の収容施設を有するもの、図書館法第 2 条第 1 項に規定する図書館、老人福祉法第 5 条の 3 に規定する特別養護老人ホーム並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第 2 条第 7 項に規定する幼保連携型認定こども園の敷地の周囲おおむね 80m の区域をいう。</p> <p>第 2 号区域とは第 2 種区域のうち上記以外の区域をいう。</p>					

出典：昭和 52 年 12 月 26 日 県告示第 683 号

(4) 悪臭

悪臭防止法に基づく臭気指数規制による規制基準を表 2.2.44 に示す。

規制基準の規制方式は、特定悪臭物質の排出濃度及び臭気指数の 2 つの方式があり、対象事業実施区域のある安曇野市では、平成 27 年 10 月 1 日より市内全域で臭気指数による規制が行われている。対象事業実施区域には用途地域の指定がないためその他区域となり、第 2 地域に該当する。

表 2.2.44 臭気指数規制による規制基準

規制場所の区分	規制地域の区分 (市内全域)		
	第 1 地域 住居系	第 2 地域 商業系、その他区域	第 3 地域 工業系
敷地境界線 (1号基準)	臭気指数 12	臭気指数 15	臭気指数 18
規制場所の 範囲 安曇野市 条例に定める 基本区域	<ul style="list-style-type: none"> ●拠点市街区域、準拠点市街区域のうち ・第 1 種低層住居専用地域 ・第 2 種低層住居専用地域 ・第 1 種中高層住居専用地域 ・第 2 種中高層住居専用地域 ・第 1 種住居地域 ・第 2 種住居地域 	<ul style="list-style-type: none"> ●拠点市街区域、準拠点市街区域のうち ・近隣商業地域 ・商業地域 ・準工業地域 工業地域及び工業専用地域のうち、第 1 地域に接する場合には、その境界線から水平距離が 50m までの区域 	<ul style="list-style-type: none"> ●拠点市街区域、準拠点市街区域のうち ・第 2 地域に掲げる以外の工業地域及び工業専用地域
	<ul style="list-style-type: none"> ●田園居住区域 	<ul style="list-style-type: none"> ●田園環境区域 ●山麓保養区域 ●森林環境区域 	
気体排出口 (2号基準)	1号の許容限度(臭気指数)を基礎として、環境省令で定める方法により、排出口の高さに応じて、臭気排出強度又は排出気体の臭気指数の許容限度(環境省の定める方法で個々に計算)		
排水 (3号基準)	臭気指数 28	臭気指数 31	臭気指数 34
備考 規制対象：市内のすべての工場・事業所・事業場			

出典：「安曇野市資料」

(5) 水質

1) 河川及び湖沼

ア 環境基準

環境基本法に基づく人の健康の保護に関する環境基準及びダイオキシン類対策特別措置法に基づくダイオキシン類に関する水質の環境基準を表 2.2.45 に示す。また、生活環境の保全に関する河川の環境基準を表 2.2.46(1)～(2)、湖沼の環境基準を 2.2.47(1)～(4)に示す。

対象事業実施区域の周囲には、信濃川水系の犀川、高瀬川及び穂高川が流れており、いずれの河川も環境基準の水域類型の指定を受けている。BOD 等については、犀川と高瀬川は A 類型、穂高川は AA 類型に指定されている。また、水生生物保全項目については、いずれの河川も生物 A に指定されている。

表 2.2.45 人の健康の保護に関する環境基準等

項目	基準値	項目	基準値
カドミウム	0.003mg/L 以下	トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下
全シアン	検出されないこと。	テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下
鉛	0.01mg/L 以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下
六価クロム	0.05mg/L 以下	チウラム	0.006mg/L 以下
砒素	0.01mg/L 以下	シマジン	0.003mg/L 以下
総水銀	0.0005mg/L 以下	チオベンカルブ	0.02mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと。	ベンゼン	0.01mg/L 以下
PCB	検出されないこと。	セレン	0.01mg/L 以下
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下	硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	10mg/L 以下
四塩化炭素	0.002mg/L 以下	ふっ素	0.8mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下	ほう素	1mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下	1,4-ジオキサ	0.05mg/L 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下	ダイオキシン類	1pg-TEQ/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L 以下		
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下		

注 1) 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。

注 2) 「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量下限を下回ることをいう。

出典：水質汚濁に係る環境基準について（昭和 46 年 12 月 28 日 環境庁告示第 59 号）

ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁及び土壌汚染に係る環境基準について（平成 11 年 12 月 27 日 環境庁告示第 68 号）

表 2.2.46(1) 生活環境の保全に関する環境基準（河川）

ア BOD 等

項目 類型	利用目的の適応性	基準値					該当水域
		水素イオン濃度 (pH)	生物化学的酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数	
AA	水道 1 級 自然環境保全及び A 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以上	1mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	50MPN/ 100mL 以下	別に水域類型ごとに指定する水域
A	水道 2 級、水産 1 級 水浴及び B 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	2mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	1,000MPN/ 100mL 以下	
B	水道 3 級、水産 2 級 及び C 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	3mg/L 以下	25mg/L 以下	5mg/L 以上	5,000MPN/ 100mL 以下	
C	水産 3 級、工業用水 1 級 及び D 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	5mg/L 以下	50mg/L 以下	5mg/L 以上		
D	工業用水 2 級、農業用水 及び E の欄に掲げるもの	6.0 以上 8.5 以下	8mg/L 以下	100mg/L 以下	2mg/L 以上		
E	工業用水 3 級 環境保全	6.0 以上 8.5 以下	10mg/L 以下	ごみ等の浮遊が認められないこと	2mg/L 以上		
備考 1 基準値は日間平均値とする。 2 農業用利水点については、水素イオン濃度 6.0 以上 7.5 以下、溶存酸素量 5mg/L 以上とする。							

- 注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
 2 水道 1 級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
 水道 2 級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
 水道 3 級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
 3 水産 1 級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産 2 級及び水産 3 級の水産生物用
 水産 2 級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産 3 級の水産生物用
 水産 3 級：コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用
 4 工業用水 1 級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
 工業用水 2 級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
 工業用水 3 級：特殊の浄水操作を行うもの
 5 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

表 2.2.46(2) 生活環境の保全に関する環境基準（河川）

イ 全亜鉛、ノニルフェノール、直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値			該当水域
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩	
生物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.03mg/L 以下	別に水域類型ごとに指定する水域
生物特 A	生物 A の水域のうち、生物 A の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.0006mg/L 以下	0.02mg/L 以下	
生物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.05mg/L 以下	
生物特 B	生物 A 又は生物 B の水域のうち、生物 B の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.04mg/L 以下	
備考：基準値は、年間平均値とする。					

出典：水質汚濁に係る環境基準について（昭和 46 年 12 月 28 日 環境庁告示第 59 号）

表 2.2.47(1) 生活環境の保全に関する環境基準（湖沼）

ア COD等

項目 類型	利用目的の適応性	基準値					該当水域
		水素イオン 濃度 (pH)	化学的 酸素要求量 (COD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数	
AA	水道1級 水産1級 自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/L 以下	1mg/L 以下	7.5mg/L 以上	50MPN/ 100mL 以下	別に水域類型ごとに指定する水域
A	水道2、3級 水産2級 水浴 及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/L 以下	5mg/L 以下	7.5mg/L 以上	1,000MPN/ 100mL 以下	
B	水産3級 工業用水1級 農業用水 及びCの欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/L 以下	15mg/L 以下	5mg/L 以上		
C	工業用水2級 環境保全	6.0以上 8.5以下	8mg/L 以下	ごみ等の浮遊 が認められないこと。	2mg/L 以上		

備考：水産1級、水産2級及び水産3級については、当分の間、浮遊物質量の項目の基準値は適用しない。

- 注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
 2 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
 水道2、3級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作、又は、前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
 3 水産1級：ヒメマス等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用
 水産2級：サケ科魚類及びアユ等貧栄養湖型の水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用
 水産3級：コイ、フナ等富栄養湖型の水域の水産生物用
 4 工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
 工業用水2級：薬品注入等による高度の浄水操作、又は、特殊の浄水操作を行うもの
 5 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

出典：水質汚濁に係る環境基準について（昭和46年12月28日 環境庁告示第59号）

表 2.2.47(2) 生活環境の保全に関する環境基準（湖沼）

イ 全窒素、全燐

項目 類型	利用目的の適応性	基準値		該当水域
		全窒素	全燐	
I	自然環境保全及びII以下の欄に掲げるもの	0.1mg/L 以下	0.005mg/L 以下	別に水域類型ごとに指定する水域
II	水道 1、2、3 級（特殊なものを除く。） 水産 1 種 水浴及びIII以下の欄に掲げるもの	0.2mg/L 以下	0.01mg/L 以下	
III	水道 3 級（特殊なもの）及びIV以下の欄に掲げるもの	0.4mg/L 以下	0.03mg/L 以下	
IV	水産 2 種及びVの欄に掲げるもの	0.6mg/L 以下	0.05mg/L 以下	
V	水産 3 種 工業用水 農業用水 環境保全	1mg/L 以下	0.1mg/L 以下	
備考				
<p>1 基準値は、年間平均値とする。</p> <p>2 水域類型の指定は、湖沼植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある湖沼について行うものとし、全窒素の項目の基準値は、全窒素が湖沼植物プランクトンの増殖の要因となる湖沼について適用する。</p> <p>3 農業用水については、全燐の項目の基準値は適用しない。</p>				

注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

2 水道 1 級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

水道 2 級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの

水道 3 級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

3 水産 1 種：サケ科魚類及びアユ等の水産生物用並びに水産 2 種及び 3 種の水産生物用

水産 2 種：ワカサギ等の水産生物用及び水産 3 種の水産生物用

水産 3 種：コイ、フナ等の水産生物用

4 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

表 2.2.47(3) 生活環境の保全に関する環境基準（湖沼）

ウ 全亜鉛、ノニルフェノール、直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値			該当水域
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩	
生物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.03mg/L 以下	別に水域類型ごとに指定する水域
生物特 A	生物 A の水域のうち、生物 A の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.0006mg/L 以下	0.02mg/L 以下	
生物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.05mg/L 以下	
生物特 B	生物 A 又は生物 B の水域のうち、生物 B の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.04mg/L 以下	

出典：水質汚濁に係る環境基準について（昭和 46 年 12 月 28 日 環境庁告示第 59 号）

表 2.2.47(4) 生活環境の保全に関する環境基準（湖沼）

エ 底層溶存酸素量

項目 類型	水生生物の生息・再生産する場の適応性	基準値	
		底層溶存酸素量	該当水域
生物 1	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物が生息する場を保全・再生産する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物が再生産できる場を保全・再生産する水域	4.0mg/L 以上	別に水域類型ごとに指定する水域
生物 2	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が生息できる場を保全・再生産する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が再生産できる場を保全・再生産する水域	3.0mg/L 以上	
生物 3	生息段階において貧酸素耐性の高い水生生物が生息できる場を保全・再生産する水域、再生産段階において貧酸素耐性の高い水生生物が再生産できる場を保全・再生産する水域又は無生物域を解消する水域	2.0mg/L 以上	
備考			
1 基準値は日間平均値とする。 2 底面付近で溶存酸素量の変化が大きいことが想定される場合の採水には、横型のバンドン採水器を用いる。			

出典：水質汚濁に係る環境基準について（昭和 46 年 12 月 28 日 環境庁告示第 59 号）

イ 水質汚濁防止法に基づく排水基準等

水質汚濁防止法に基づく排水基準及びダイオキシン類対策特別措置法に基づく排水基準を表 2.2.48(1)～(2)に示す。また、長野県公害の防止に関する条例に基づく上乘せ排水基準を表 2.2.49～50 に示す。

計画施設は一般廃棄物処理施設である焼却施設であるため、水質汚濁防止法に係る特定施設に該当する。

表 2.2.48(1) 排水基準（有害物質に関する項目）

項目	許容限度	項目	許容限度
カドミウム及びその化合物	0.03mg/L	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4mg/L
シアン化合物	1mg/L	1,1,1-トリクロロエタン	3mg/L
有機燐化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルメトン及び EPN に限る。）	1mg/L	1,1,2-トリクロロエタン	0.06mg/L
鉛及びその化合物	0.1mg/L	1,3-ジクロロプロペン	0.02mg/L
六価クロム化合物	0.5mg/L	チラム	0.06mg/L
砒素及びその化合物	0.1mg/L	シマジン	0.03mg/L
水銀及びアルキル水銀	0.005mg/L	チオベンカルブ	0.2mg/L
その他の水銀化合物		ベンゼン	0.1mg/L
アルキル水銀化合物	検出されないこと。	セレン及びその化合物	0.1mg/L
ポリ塩化ビフェニル	0.003mg/L	ほう素及びその化合物	10mg/L（海域以外）
トリクロロエチレン	0.1mg/L	ふっ素及びその化合物	8mg/L（海域以外）
テトラクロロエチレン	0.1mg/L	アンモニア、アンモニウム化合物 亜硝酸化合物及び 硝酸化合物	アンモニア性窒素に 0.4 を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量 100mg/L
ジクロロメタン	0.2mg/L	1,4-ジオキサン	0.5mg/L
四塩化炭素	0.02mg/L	ダイオキシン類	10pg-TEQ/L
1,2-ジクロロエタン	0.04mg/L		
1,1-ジクロロエチレン	1mg/L		

注 1) 「検出されないこと」とは定められた方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

注 2) 砒素及びその化合物についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令（昭和 49 年政令第 363 号）の施行の際、現に湧出している温泉（温泉法（昭和 23 年法律第 125 号）第 2 条第 1 項に規定するものをいう。以下同じ。）を利用する旅館業に属する事業場に係る排水水については、当分の間適用しない。

出典：排水基準を定める省令（昭和 46 年 6 月 21 日 総理府令第 35 号）

ダイオキシン類対策特別措置法施行令第 1 条別表第 2（平成 11 年 12 月 27 日 政令第 433 号）

ダイオキシン類対策特別措置法施行規則第 1 条別表第 2（平成 11 年 12 月 27 日 総理府令第 67 号）

表 2.2.48(2) 排水基準（生活環境に係る項目）

項目	許容限度
pH	5.8 以上 8.6 以下
BOD	160（日間平均 120）mg/L
COD	160（日間平均 120）mg/L
SS	200（日間平均 150）mg/L
ノルマルヘキサン抽出物質含有量（鉱油類含有量）	5mg/L
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 （動植物油脂類含有量）	30mg/L
フェノール類含有量	5mg/L
銅含有量	3mg/L
亜鉛含有量	2mg/L
溶解性鉄含有量	10mg/L
溶解性マンガン含有量	10mg/L
クロム含有量	2mg/L
大腸菌群数	日間平均 3,000 個/cm ³
窒素含有量	120（日間平均 60）mg/L
磷含有量	16（日間平均 8）mg/L
備考	<p>1 「日間平均」による許容限度は、1日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。</p> <p>2 この表の排水基準は、1日当たりの平均的な排出水の量が 50m³以上である工場又は事業場に係る排出水について適用する。</p> <p>3 水素イオン濃度及び溶解性鉄含有量についての排水基準は、いおう砒業（いおうと共存する硫化鉄鉱を掘採する砒業を含む。）に属する工場又は事業場に係る排出水については適用しない。</p> <p>4 水素イオン濃度、銅含有量、亜鉛含有量、溶解性鉄含有量、溶解性マンガン含有量及びクロム含有量についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行の際現に湧出している温泉を利用する旅館業に属する事業場に係る排出水については、当分の間、適用しない。</p> <p>5 生物化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排出水に限って適用し、化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼に排出される排出水に限って適用する。</p> <p>6 窒素含有量についての排水基準は、窒素が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域（湖沼であって水の塩素イオン含有量が 1Lにつき 9,000mg を超えるものを含む。以下同じ。）として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排出水に限って適用する。</p> <p>7 磷含有量についての排水基準は、磷が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排出水に限って適用する。</p>

出典：排水基準を定める省令（昭和 46 年 6 月 21 日 総理府令第 35 号）

表 2.2.49 上乗せ排水基準（有害物質に関する項目）

区分	項目	許容限度	適用水域
水質汚濁防止法第2条第2項に規定する特定施設を有する工場又は事業場	カドミウム及びその化合物	0.05mg/L	県の区域に属する公共用水域
	シアン化合物	0.5mg/L	
	六価クロム化合物	0.3mg/L	
	水銀及びアルキル水銀、 その他の水銀化合物	0.003mg/L	
備考			
<p>1 この表に掲げる上乗せ排水基準は、昭和54年10月31日において既に設置され、又は設置の工事が行われている1日当たりの平均的な排出水の量が500立方メートル未満の工場及び事業場に係る排出水については適用しない。</p> <p>2 この表に掲げる上乗せ排水基準は、一の施設が特定施設となった際現に当該施設が設置され、又は設置の工事が行われている1日当たりの平均的な排出水の量が500立方メートル未満の工場又は事業場に係る排出水について適用しない。</p> <p>ただし、当該施設が水質汚濁防止法第2条2項に規定する特定施設となった際既に当該工場又は事業場についてこの表に掲げる上乗せ排水基準が適用されている場合は、この限りでない。</p>			

出典：公害の防止に関する条例（昭和48年3月30日 条例第11号第16条、別表）

表 2.2.50 上乗せ排水基準（生活環境に関する項目）

区分	排出量	項目及び許容限度				適用水域
		BOD (COD)(mg/L)		SS(mg/L)		
		最大	日間平均	最大	日間平均	
寒天製造業、清酒製造業、 畜産農業以外の業種 ^{注)}	10m ³ 以上	60	40	90	60	県の区域に属する公共 水域
	50m ³ 以下					
	50m ³ 以上	30	20	50	30	
備考						
<p>1 BOD（生物化学的酸素要求量）に係る上乗せ排水基準は湖沼以外の公共用水域に排出される排出水について、COD（化学的酸素要求量）に係る上乗せ排水基準は湖沼に排出される排出水について適用する。</p> <p>2 「日間平均」による許容限度は、1日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。</p>						

注)・施行令別表第1に掲げる特定施設を有する工場若しくは事業場。ただし1の2に掲げる豚房、牛房、馬房を有する事業場を除く。

・湖沼水質保全特別措置法施行令で湖沼特定施設とみなさせるちゅう房施設、洗浄施設、入浴施設を有する病院及びし尿処理浄化槽を有する工場若しくは事業場を含む。

出典：公害の防止に関する条例（昭和48年3月30日 条例第11号第16条、別表）

(6) 地下水

環境基本法に基づく地下水の水質汚濁に係る環境基準及びダイオキシン類対策特別措置法に基づく水質に係る地下水環境基準を表 2.2.51 に示す。

表 2.2.51 地下水の水質汚濁に係る環境基準等

項目	基準値	項目	基準値
カドミウム	0.003mg/L 以下	1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下
全シアン	検出されないこと。	トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下
鉛	0.01mg/L 以下	テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下
六価クロム	0.05mg/L 以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下
砒素	0.01mg/L 以下	チウラム	0.006mg/L 以下
総水銀	0.0005mg/L 以下	シマジン	0.003mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと。	チオベンカルブ	0.02mg/L 以下
PCB	検出されないこと。	ベンゼン	0.01mg/L 以下
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下	セレン	0.01mg/L 以下
四塩化炭素	0.002mg/L 以下	硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	10mg/L 以下
クロロエチレン	0.002mg/L 以下	ふっ素	0.8mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下	ほう素	1mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下	1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下
1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下	ダイオキシン類	1pg-TEQ/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L 以下		

注 1) 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。

注 2) 「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

出典：地下水の水質汚濁に係る環境基準について（平成 9 年 3 月 13 日 環境庁告示第 10 号）

ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁及び土壌汚染に係る環境基準について（平成 11 年 12 月 27 日 環境庁告示第 68 号）

(7) 河川環境保全

穂高川、万水川は一級河川（指定区間）、犀川及び高瀬川の下流部は一級河川（直轄区間）となっている。

対象事業実施区域の南側の赤川は準用河川である。対象事業実施区域内には、河川保全区域に該当する箇所はない。

(8) 土壌

環境基本法に基づく土壌の汚染に係る環境基準及びダイオキシン類対策特別措置法に基づくダイオキシン類に関する環境基準を表 2.2.52 に示す。

表 2.2.52 土壌に係る基準値

項目	環境上の条件	
	検液中濃度	農用地における基準
カドミウム	0.01mg/L 以下	産米中濃度 0.4mg/kg 以下
全シアン	検出されないこと。	
有機燐	検出されないこと。	
鉛	0.01mg/L 以下	
六価クロム	0.05mg/L 以下	
砒素	0.01mg/L 以下	土壌中濃度（田に限る。）15mg/kg 未満
総水銀	0.0005mg/L 以下	
アルキル水銀	検出されないこと。	
P C B	検出されないこと。	
銅		土壌中濃度（田に限る。）125mg/kg 未満
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下	
四塩化炭素	0.002mg/L 以下	
クロロエチレン	0.002mg/L 以下	
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下	
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下	
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下	
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L 以下	
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下	
トリクロロエチレン	0.03mg/L 以下	
テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下	
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下	
チウラム	0.006mg/L 以下	
シマジン	0.003mg/L 以下	
チオベンカルブ	0.02mg/L 以下	
ベンゼン	0.01mg/L 以下	
セレン	0.01mg/L 以下	
ふっ素	0.8mg/L 以下	
ほう素	1mg/L 以下	
1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下	
ダイオキシン類	1,000pg-TEQ/g 以下	
備考		
<p>1 カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち、検液中濃度に係る値にあっては、汚染土壌が地下水水面から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水 1L につき 0.01mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.8mg 及び 1mg を超えていない場合には、それぞれ検液 1L につき 0.03mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4mg 及び 3mg とする。</p> <p>2 「検出されないこと」とは、定められた方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。</p> <p>3 有機燐（りん）とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び EPN をいう。</p> <p>4 ダイオキシン類（土壌）にあっては、環境基準が達成されている場合であって、土壌中のダイオキシン類の量が 250pg-TEQ/g 以上の場合には、必要な調査を実施することとする。</p>		

出典：土壌の汚染に係る環境基準について（平成 3 年 8 月 23 日 環境庁告示第 46 号）

ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁及び土壌汚染に係る環境基準について（平成 11 年 12 月 27 日 環境庁告示第 68 号）

2.2.8 地域の環境に係る方針等の状況

(1) 土地利用基本計画

対象事業実施区域及びその周囲における「長野県土地利用基本計画」に基づく指定状況は以下のとおりである。

1) 都市地域

対象事業実施区域及びその周囲における都市地域を図 2.2.11 に示す。

対象事業実施区域は、都市地域に区分される。

2) 農業地域

対象事業実施区域及びその周囲における農業振興地域を図 2.2.12 に示す。

対象事業実施区域は、農業振興地域に含まれない。

3) 森林地域

対象事業実施区域及びその周囲における森林地域を図 2.2.13 に示す。

対象事業実施区域は、森林地域に含まれない。

4) 自然公園地域

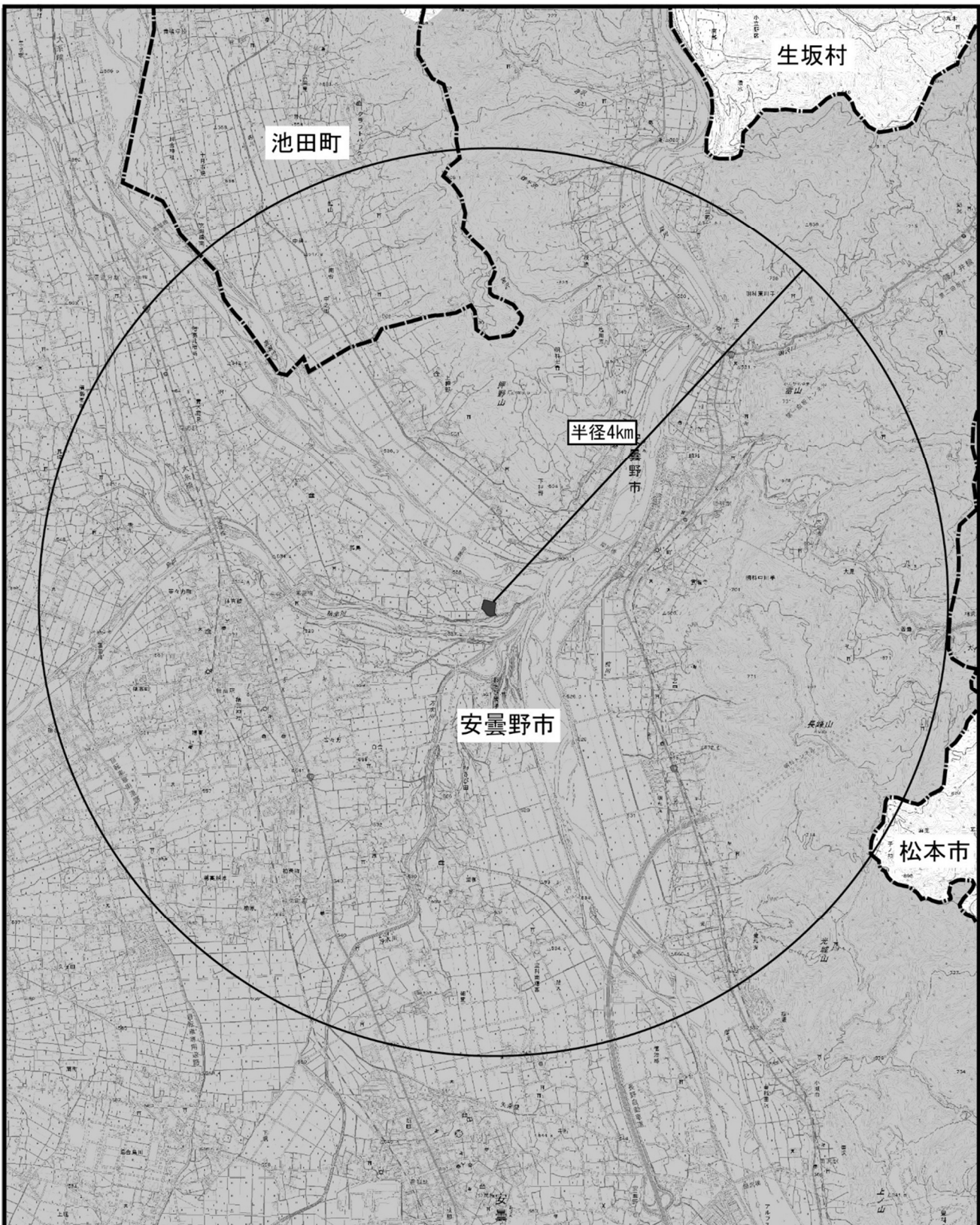
対象事業実施区域及びその周囲には、自然公園地域に指定されている場所はない。

なお、対象事業実施区域のある安曇野市では、飛騨山脈が中部山岳国立公園に指定されている。

5) 自然保全地域

対象事業実施区域及びその周囲には、自然保全地域に指定されている場所はない。また、「長野県自然環境保全条例」では、「自然環境保全地域」「郷土環境保全地域」「大規模開発調整地域」を指定しているが、対象事業実施区域及びその周囲には、いずれの地域についても指定されている場所はない。

なお、対象事業実施区域のある安曇野市では、万願寺が郷土環境保全地域に指定されている。






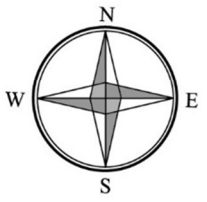
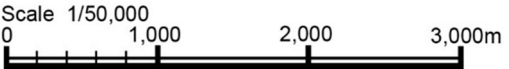
凡 例	
	対象事業実施区域
	都市地域
	行政界

図2.2.11 都市地域の状況

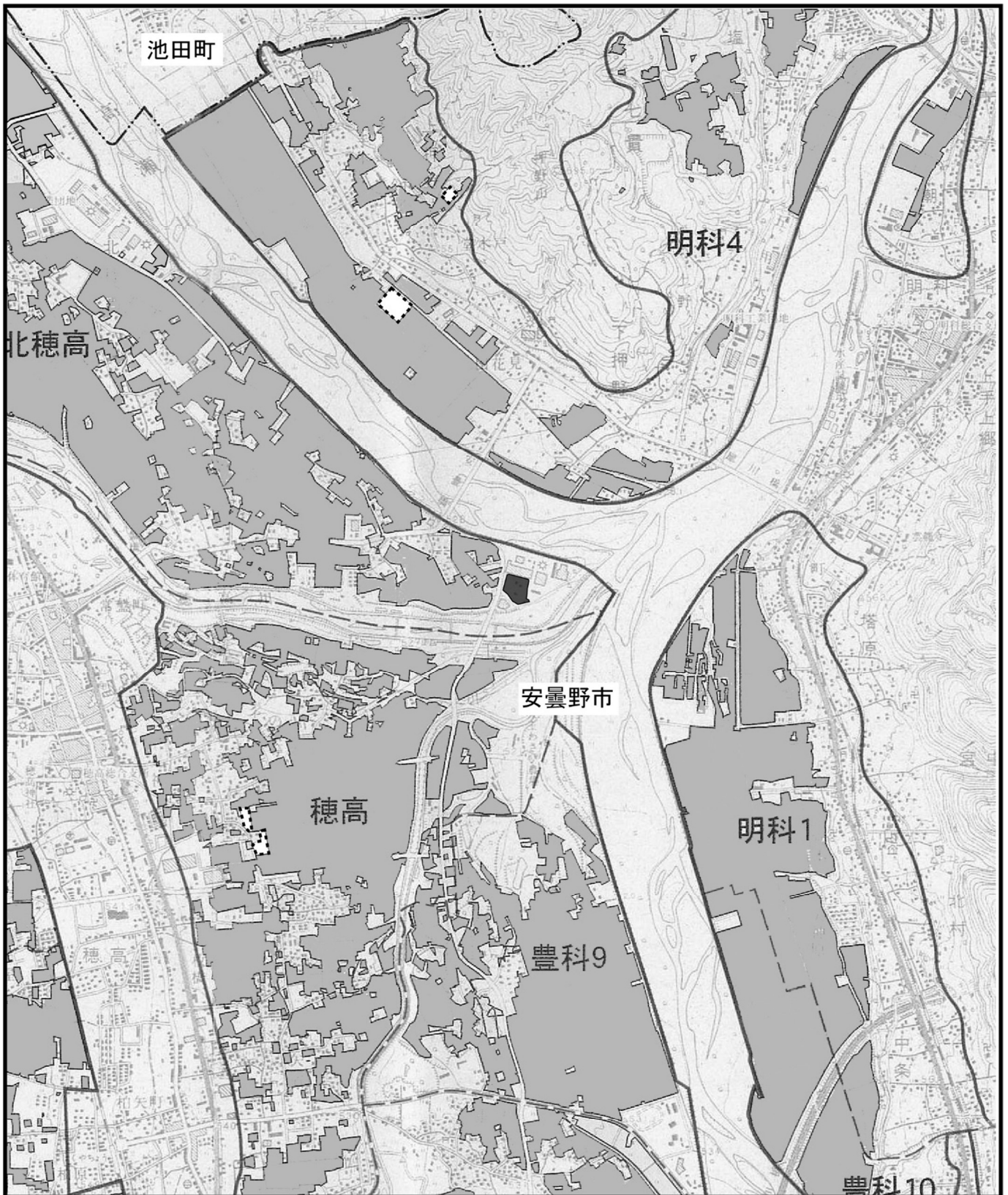


Scale 1/50,000
0 1,000 2,000 3,000m



この地図は、国土交通省国土地理院発行の電子地形図25000を基に作成した。(5万分の1に縮小して掲載)

出典：国土交通省ホームページ「土地利用調整総合支援ネットワークシステム」

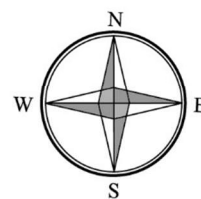


凡 例

- 対象事業実施区域
- 農業振興地域
- 農業用施設用地

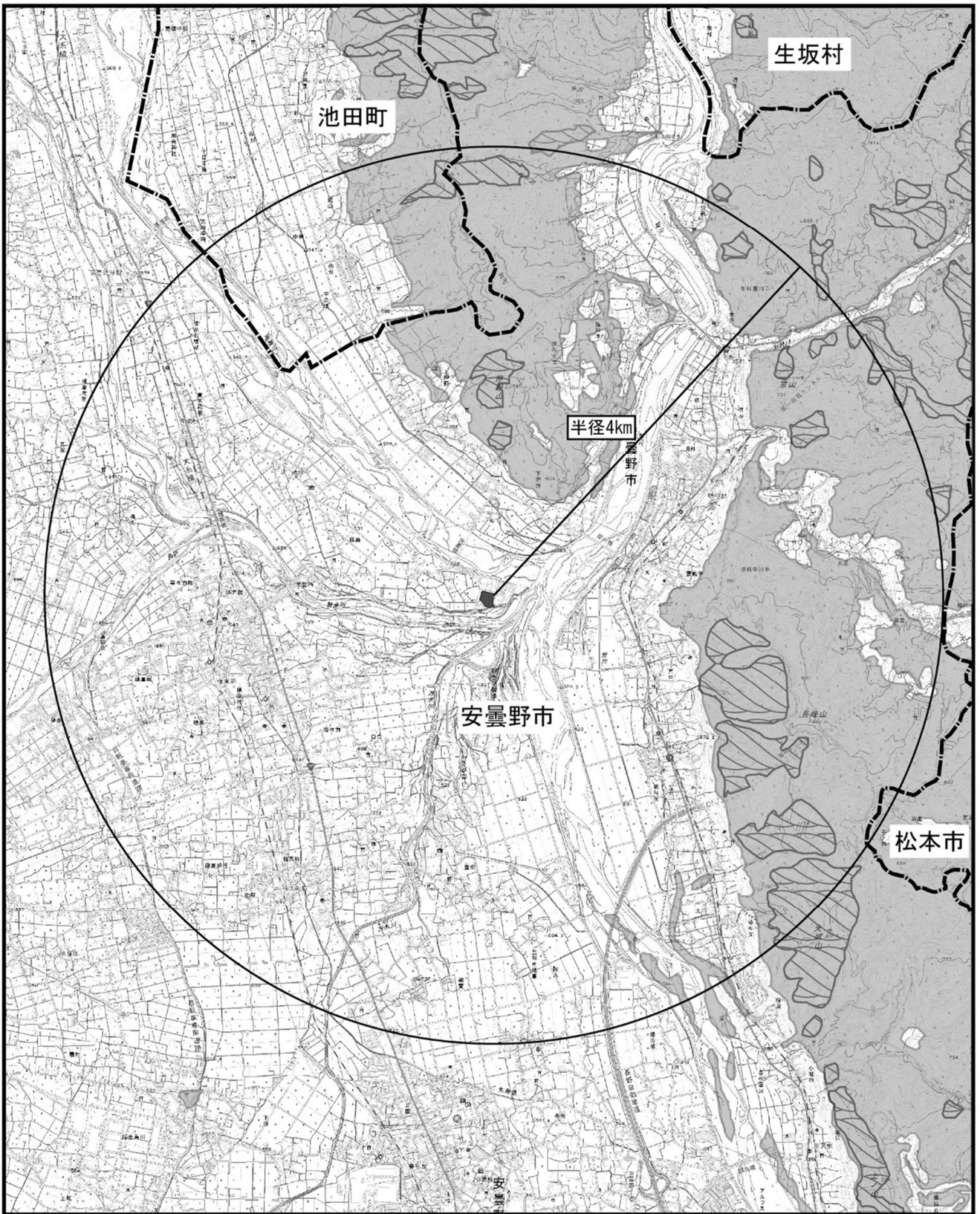
注) 農業振興地域及び農業用施設用地の位置は、
おおよその位置を示している。

図2. 2. 12 農業振興地域の状況



Scale 1/25,000
0 500 1,000 1,500m

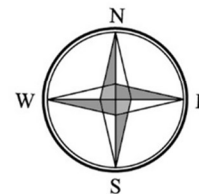
この地図は、国土交通省国土地理院発行の電子地形図25000を基に作成した。
出典：「安曇野市資料」



凡 例

- 対象事業実施区域
- 森林地域
- 保安林
- 行政界

図2.2.13 森林地域の状況



Scale 1/50,000
 0 1,000 2,000 3,000m

(2) 土地利用に関する条例

安曇野市では、平成 23 年 4 月から「安曇野市の適正な土地利用に関する条例」を施行している。条例前文に「豊かな自然環境や景観、歴史・文化を守り、暮らしやすさと産業発展のバランスが取れた田園産業都市づくり」を目標像に掲げ、「良好な住環境の形成・推進」「商工業・観光の振興と育成」及び「農地の保全・農業の育成」の 3 つの方針を掲げ土地利用を推進している。

市内における開発事業は、「安曇野市土地利用基本計画」に整合することを基本とし、所定の手続きが必要となる。条例第 8 条第 1 項第 2 号に定める「適正かつ合理的な土地利用を図るための基本となる区域」は表 2.2.53 及び図 2.2.14 のとおりである。対象事業実施区域は田園環境区域に該当する。

表 2.2.53 基本区域一覧

基本区域		地区	面積(ha)
拠点市街区域	住宅、店舗、事務所、工場、公共公益施設等、市街地形成に寄与する用途を優先的かつ計画的に誘導し、市の拠点としての都市機能の増進を図るため定める区域。	①豊科拠点地区	332.5
		②穂高拠点地区	293.0
		③三郷拠点地区	141.0
		④堀金拠点地区	54.5
		⑤明科拠点地区	88.0
準拠点市街区域	住宅、店舗、事務所、工場、公共公益施設等、市街地形成に寄与する用途を計画的に誘導し、拠点市街区域に準じて都市機能の増進を図るため定める区域。	⑥田沢・光地区	55.2
		⑦安曇野 I.C.地区	58.7
		⑧つつみ原地区	52.6
		⑨穂高烏川地区	17.0
田園居住区域	駅等を中心とした田園内にある比較的規模の大きな集落内に、住宅、店舗、公共公益施設等、居住地形成に必要な用途を集約することにより生活機能の増進を図るとともに、区域外の農地への無秩序な宅地の拡散を防止するため定める区域。	⑩柏原地区	38.2
		⑪下堀地区	70.4
		⑫中萱・上鳥羽・下鳥羽・真々部地区	45.4
田園環境区域	田園内の集落における生活機能の維持を目的とした用途に限って立地を認め、田園環境に調和した集落コミュニティの形成及び継承を図るとともに、良好な農地を保全するため定める区域。	⑬上長尾・下長尾・二木地区	72.3
		—	11,060.3
山麓保養区域	観光や保養機能の維持及び向上を目的とした用途に限って立地を認め、山麓の森林空間に親しめる環境形成を図るとともに、良好な自然環境を保全するため定める区域。	—	1,345.8
森林環境区域	居住を目的とした用途に限って立地を認め、山間地の居住空間の維持を図るとともに、良好な自然環境を保全するため定める区域	—	19,457.1
合計（行政区域）			33,182.0

注) 拠点市街区域及び準拠点市街区域には用途地域が指定されている。

(3) 景観に関する計画

安曇野市は、市、市民、事業者等が一体となって、次世代に誇れる景観づくりの推進を図り、暮らしやすさと産業発展のバランスが取れた田園産業都市の実現に資することを目的として、平成 22 年 9 月に「安曇野市景観条例」を交付し、同年 11 月に景観行政団体に移行した。またこれに伴い、平成 23 年 2 月に景観法の規定に基づき、「安曇野市景観計画」を策定し、平成 23 年 4 月から運用している。

計画の概要を表 2.2.54(1)～(4)及び図 2.2.15 に示す。対象事業実施区域は田園エリアに該当する。

表 2.2.54(1) 景観づくりの基本方針

エリア区分	基本方針
まちなかエリア	地域の個性や資源を活かしながら、それぞれの都市的機能や役割、醸し出す雰囲気に応じて、多様な人が集い、住まう空間として、心地よい景観づくりを目指します。 ・「安心感」と「もてなしの雰囲気」を高める ・古きよきまちなかの「味わい」を受け継ぎ、活かす
田園エリア	北アルプスの山並み、広がりのある田園、屋敷林に囲まれた集落、堰の流れなどが織り成す景観と調和した、緑豊かで質の高い景観づくりを目指します。 ・北アルプスと田園が育んできた「よさ」に調和させる ・良好な景観がつくり出す「安らぎ」や「心地よさ」を阻害しない
山麓・山間部エリア	良好な森林環境を保ちつつ、保養や観光的利用の価値も高めながら、落ち着きと安らぎを感じさせる景観づくりを目指します。 ・森に囲まれた空間ならではの「落ち着き」や「安らぎ」を乱さない
山岳エリア	日本を代表する自然の風景地の一つとして、中部山岳国立公園の良好な自然環境と景観を保護していきます。

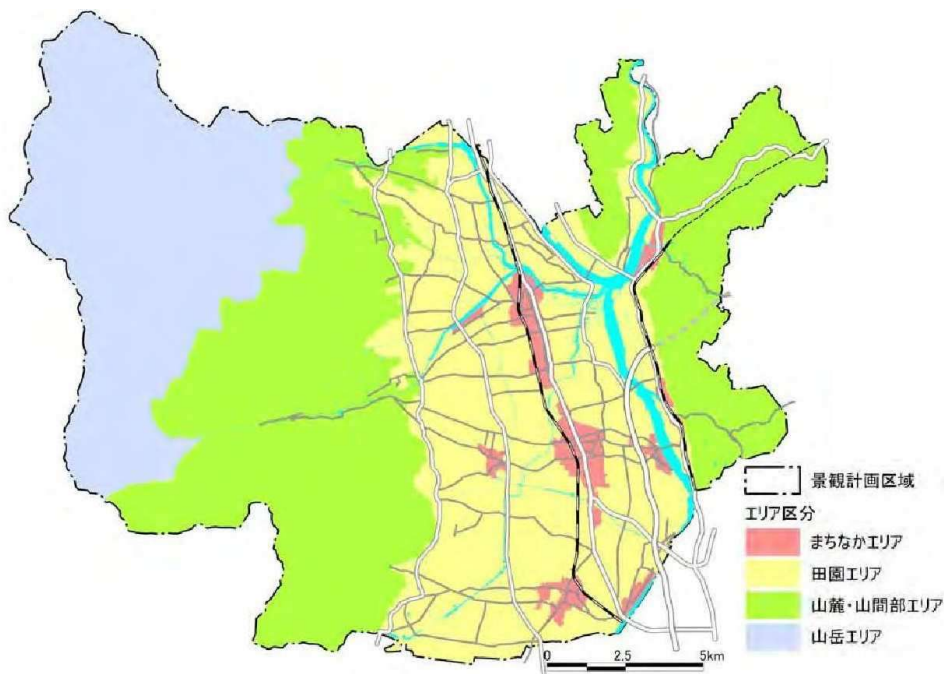


図 2.2.15 景観計画のエリア区分

表 2.2.54(2) 景観づくりの基準（田園エリア）

高さ・規模	<p>(ア)北アルプスへの眺望をできるだけ阻害しない規模、建築物などと敷地の釣り合いのとれた高さとする事。</p> <p>(イ)高さは、原則として、屋敷林などの周囲の樹林の高さ以内に止めること。周囲の樹高以上となる場合は、北アルプスや周囲の景観との調和に特に配慮すること。</p> <p>(ウ)良好な眺望景観を阻害しないよう、建築物などの高さや規模に応じ、視点からの距離や立ち位置による見え方の違いを考慮すること。特に、沿道から北アルプスを望む西側の景観に配慮すること。</p>
色彩・照明	<p>(ア)けばけばしい色彩とせず、できるだけ落ち着いた色彩を基調とし、周囲の景観と調和した色調とすること。特に、緑色、青色、紫色、桃色系は、地域の景観との調和が図りにくいので、彩度が低い場合でも使用にあたっては十分留意すること。</p> <p>(イ)使用する色数を少なくするように努めること。</p> <p>(ウ)建物の外構で照明を行う場合は、周囲の環境に留意すること。</p> <p>(エ)光源を用いるものは、光源が白色系で、動光又は点滅を伴わないものとする事。</p>
形態・意匠・材料	<p>(ア)眺望景観の背景となる北アルプスの山並みや周囲の建築物などと調和した形態であるとともに、全体としてまとまりのある形態とすること。</p> <p>(イ)屋根の形状は、背景の山並みや周囲の建築物の屋根形状との調和に努めること。勾配屋根の場合には、庇や適度な軒の出をつくるなど、地域の景観になじむよう努めること。</p> <p>(ウ)壁面などは、大規模な平滑面が生じないよう、陰影などの処理に配慮すること。また、装飾や窓枠の強調などにより、壁面が過度に目立つことがないように配慮すること。</p> <p>(エ)周囲に伝統的な様式を持つ建築物が多い場合には、その様式を継承し、または、その様式の要素を取り入れた意匠とするよう努めること。</p> <p>(オ)周囲の建築物などに比べて、規模が大きい場合には、屋根、壁面、開口部などの意匠の工夫により、圧迫感や威圧感を軽減し、周囲との調和を図ること。</p> <p>(カ)河川、鉄道及び道路に面する壁面などは、公共性の高い部分として、デザインなどに配慮すること。</p> <p>(キ)屋上の設備は、壁面やルーバーなどで覆い、外部から見えにくいよう配慮すること。</p> <p>(ク)屋外階段、ベランダ、パイプ類などの付帯設備や付帯の広告物などは、煩雑な印象を与えないよう、デザインに配慮し、建築物などとの調和を図ること。</p> <p>(ケ)耐久性も考慮し、周囲の景観や地域の景観になじむ材料を用いること。</p> <p>(コ)反射光のある素材を極力使用しないよう努め、やむを得ず使用する場合は、意匠などの工夫をすること。</p>
建物などの配置	<p>(ア)道路からできるだけ後退するとともに、道路側に空地を確保するよう努めること。</p> <p>(イ)隣地の敷地境界からできるだけ離し、ゆとりのある空間を確保すること。</p> <p>(ウ)敷地内に大径木や良好な樹林、樹木や河川、水辺などがある場合は、これらを活かせる配置とすること。</p> <p>(エ)北アルプスへの眺望を極力阻害しないような配置とすること。地形の高低差がある場合は、それを活かして周囲の自然景観と調和するよう配置とし、稜線や斜面上部への配置はできるだけ避けること。</p> <p>(オ)電柱、鉄塔類はできるだけ目立たないように設置すること。</p> <p>(カ)自動販売機は、壁面線より内側に設置するなど、できるだけ目立たないように配慮すること。</p> <p>(キ)ごみ集積所は、景観に配慮した場所に設置すること。</p>
敷地の緑化	<p>(ア)集落の縁辺部や分譲地の周囲など、遠方から見える側は、中高木の樹木を活用し、眺望景観としての調和や緑の連続性の確保に努めること。</p> <p>(イ)敷地境界には樹木などを活用し、門・塀などを用いる場合は、周囲の景観と調和するように配慮すること。</p> <p>(ウ)建築物などの周囲を緑化することにより、圧迫感、威圧感、違和感の軽減に努めること。特に、見付面積の大きな建築物は、遠方から壁面などが目立たないように緑化に努めること。</p> <p>(エ)駐車場、自転車置場などを設ける場合は、周囲の緑化に努めること。</p> <p>(オ)緑化に使用する樹種は、地域にふさわしい樹種を選定し、周囲の景観と調和するものとする事。</p> <p>(カ)河川などがある場合は、樹木を活用して、水辺の景観に配慮すること。</p> <p>(キ)屋敷林や社寺林など、地域にある樹木は、できるだけ残すように努めること。</p>

表 2.2.54(3) 景観づくりの基準（全市共通）

<p>土地形質の変更、土砂類の採取など</p>	<p>a) 土地の形質の変更（変更後の土地の形状、修景、緑化など） (ア)大規模な法面、擁壁をできるだけ生じないようにし、やむを得ない場合は、緩やかな勾配とし、緑化に努めること。 (イ)擁壁は、材料、表面処理の工夫、前面の緑化などにより周囲の景観との調和を図ること。 (ウ)敷地内にある良好な樹林、樹木、河川、水辺などは極力保全し、活用するように努めること。 (エ)団地開発では、電柱類はできるだけ道路側に設置しないようにするとともに、北アルプスへの眺望を阻害しないように努めること。 b) 土石の採取及び鉱物の掘採（採取及び掘採の方法、採取後の緑化など） (ア)外部から目立ちにくいよう、採取及び掘採の位置、方法を工夫し、周囲の緑化などに努めること。 (イ)採取及び掘採後は自然植生と調和した緑化などにより修景すること。</p>
<p>（集積、貯蔵の方法及び遮へい方法） 屋外における物件の集積又は貯蔵</p>	<p>(ア)物件を積み上げる場合には、高さをできるだけ低くするとともに、整然と、かつ威圧感のないように積み上げること。 (イ)道路などから見えにくいよう遮へいし、その際、植栽や木塀の設置などにより周囲の景観との調和に努めること。</p>
<p>特定外観意匠（広告物の表示など）</p>	<p>(ア)配置 ・道路などからできるだけ後退させるように努めること。 ・河川などの水辺や山並みなどの眺望を阻害しないように努めること。 (イ)規模、形態・意匠 ・周囲の景観に調和する形態・意匠とし、集合化するなど、必要最小限の規模とすること。 ・周囲の建築物の屋根の高さを超えないように努めること。 ・広告物や支柱が汚損又は老朽化した場合は、速やかに修繕又は除去すること。 (ウ)材料 ・周囲の景観と調和し、耐久性に優れ、退色・はく離などの生じにくいものとする。こと。 ・反射光のある素材は、極力使用しないように努め、やむを得ず使用する場合は、意匠などの工夫をすること。 (エ)色彩など ・けばけばしい色彩とせず、できるだけ落ち着いた色彩を基調とし、周囲の景観と調和した色調とすること。特に、緑色、青色、紫色、桃色、赤色及び黄色系は自然との調和が図りにくいので、彩度が低い場合でも使用にあたっては十分留意すること。 ・使用する色数を少なくするように努めること。 ・光源で動きのあるものは、原則として避けること。 ・汚損した広告物や支柱が老朽化した広告物は設置しないこと。</p>

表 2.2.54(4) 公共事業における景観づくりの指針

<p>基本的事項</p>	<p>① 本市の景観の特徴となっている田園風景の質を高めるため、次に掲げる事項に留意し、沿道、川沿い、車窓などから眺める良好な景観との調和に配慮した一体的な景観づくりに努める。 (ア) 良好な田園風景の背景となっている北アルプスの山並みとの調和に努めること。 (イ) 屋敷林や社寺林、堰や河川など、良好な田園風景の主要な構成要素である緑や水辺との調和に努めること。 ② 田園や森林などからなる自然環境やまち並みとの調和に配慮し、地域の特性を活かすよう努める。 ③ 機能性、安全性、経済性及び事業の目的を踏まえた上で、デザインの向上、水辺空間・緑豊かな空間の創出などに努める。 ④ 事業相互の連携により、周囲の景観と調和した一体的な景観づくりに努める。 ⑤ 景観重要建造物、景観重要樹木の存する敷地の周囲における事業の実施にあたっては、その景観重要建造物などが有する良好な景観を損なうことがないよう配慮する。 ⑥ 地域の景観を構成する主要な要素の一つである公共施設については、景観重要公共施設と位置付け、公共施設とその周囲の建築物などの土地利用が一体となって良好な景観づくりに努める。</p>
<p>共通指針</p>	<p>① 法面 法面は、安全上支障ない範囲で、地形、地質などを考慮して、周囲の景観や眺望景観と調和する構造とし、緑化に努める。 ② 擁壁 擁壁は、安全上支障のない範囲で、形態や意匠について工夫を行い、周囲の景観や眺望景観と調和する構造とし、周囲の緑化などに努める。 ③ 附属物（標識、信号機、照明施設、防護柵など） 標識、信号機、照明施設、防護柵などは、地域の特性を踏まえて、デザインの統一化などを図ることにより、安全上支障のない範囲で、構造、意匠及び色彩について、周囲の景観や眺望景観と調和するよう努める。 ④ 緑化・植栽 緑化・植栽は、積極的に推進し、周囲の樹木と調和した樹種や地域にふさわしい樹種を選定するなど、周囲の景観や眺望景観と調和するよう努める。また、屋敷林や社寺林、河畔林、山林など、眺望景観において重要な構成要素となる既存の樹林はできる限り保全し、活用するよう配慮する。 ⑤ 占用工作物（電柱、広告物など） 道路敷地その他公共用地での占用行為は、構造、意匠及び色彩について、周囲の景観と調和するよう努める。</p>
<p>施設別指針（公共建築物）</p>	<p>学校、病院、庁舎、集会施設、公営住宅などの公共建築物は、景観づくりの見本として、あるいは地域の景観の象徴として、より良い景観を生み出すために先導的な役割を果たす必要がある。このため、整備にあたっては次の事項に留意する。 (ア) 景観づくりの基準の遵守 表 2.2.54(3)の景観づくりの基準を満たすものとなるよう配慮する。これにより、建築物の位置する地域一帯の景観や背景になる自然的な景観とも調和を図り、見本となるような整備に努める。 (イ) 施設の特性に応じた景観上の配慮の十分な検討 地域の歴史や文化、自然環境などに配慮しつつ、対象とする建築物の機能・役割に応じて、地域住民や専門家などの意見を聞きながら、景観上の配慮を十分に検討し、より良好な景観の保全と創造に寄与するよう努める。</p>

(4) ごみ処理に関する主な施策

長野県、本組合及びその組織市町村の「総合計画」、「ごみ処理基本計画」及び「環境基本計画」等におけるごみ処理に関する主な施策を表 2.2.55(1)～(5)に示す。

表 2.2.55(1) ごみ処理に関する主な施策等

自治体名	計画名	施策等（ごみ処理に関するもののみ抜粋）
長野県	長野県廃棄物処理計画（第四期）	<p>計画期間：平成 28 年度～平成 32 年度</p> <p>○基本目標 「もったいない」を大切にしてごみ減量日本一！ ～美しい信州を次世代へ～ 廃棄物の排出抑制、再使用等の取り組みを進め、ごみの減量日本一を常に目指す</p> <p>○県民総参加によるごみ減量化 1 “チャレンジ 800”ごみ減量化推進事業 2 レジ袋減県民スクラム運動 3 食べ残しを減らそう県民運動～e-プロジェクト～</p> <p>○一般廃棄物の排出量等の目標値（平成 32 年度） 総排出量：588 千 t（平成 32 年度推計値 634 千 t） 最終処分量：51 千 t（平成 32 年度推計値 55 千 t） 1 人 1 日当たりのごみ排出量 795g（平成 25 年度から 52g 削減）</p> <p>○廃棄物の排出抑制・再使用等の推進 ・廃棄物の排出抑制（リデュース）の推進 ・使用済み製品の再使用（リユース）の推進 ・適正な再生利用（リサイクル）の推進 ・環境教育等の推進</p>
長野県	第三次長野県環境基本計画	<p>○長野県の将来像 循環型社会の形成（「もったいない」を大切にして、信州が誇るライフスタイルを）</p> <p>○実施施策 ・廃棄物の発生抑制・再資源化の推進 （廃棄物の発生抑制の推進、資源の循環利用の推進、排出抑制・再資源化の総合的な取組） ・廃棄物の適正処理の推進 （廃棄物の適正処理の推進、不適正処理・不法投棄防止等の監視指導）</p> <p>○長野県環境基本計画達成目標（平成 27 年 9 月 16 日現在、H29 年度目標） ・1 日 1 人当たり一般廃棄物排出量 862g/人・日（H22 年度） → 800g/人・日 ・産業廃棄物総排出量 3,709 千 t（H20 年度） → 3,600 千 t ・産業廃棄物減量化・適正処理実践協定締結事業者数 135 者（H23 年度末） → 200 者（H29 年度末） ・建設副産物（アスファルト・コンクリート塊）の再利用率 98.8%（H20 年度） → 100% ・建設副産物（コンクリート塊）の再利用率 97.4%（H20 年度） → 100%</p>

出典：「長野県廃棄物処理計画（第四期）」（平成 28 年 4 月 長野県環境部）

：「第三次長野県環境基本計画（平成 25 年度～平成 29 年度）」（平成 25 年 2 月、長野県環境部環境政策課）

表 2.2.55(2) ごみ処理に関する主な施策等

自治体名	計画名	施策等（ごみ処理に関するもののみ抜粋）
穂高広域施設組合	穂高広域施設組合一般廃棄物処理基本計画	<p>○基本理念</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民・事業者が主役の循環型社会を目指して 全ての人達が、自らの責任と義務を理解し、協力しあい、率先した 4R の実現を地域に根付かせ、循環資源を大切にする社会、豊かな環境と持続ある社会発展を未来につなげていく社会を目指します。 <p>○目標達成のための 5 つの方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ごみの発生抑制・排出抑制・再利用・再生利用を推進する（4R の推進） ・適正な処理・処分を推進する ・適正な役割分担の明確化とパートナーシップを推進する ・広域処理体制を推進する ・計画のフォローアップを推進する <p>○目標値に基づくごみ排出量など(平成 13 年度の実績を基準とする H32 年度目標)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・排出量 42,750t/年 → 39,200t/年以下 ・再生利用量 20% → 概ね 30% ・最終処分量 4,359t/年 → 可能な限り削減を図る
安曇野市	第 1 次安曇野市総合計画基本構想後期基本計画(平成 25 年度～平成 29 年度)	<p>○分野別基本方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境に優しいまちの形成 自然豊かな安曇野に生活する一人として、持続可能な社会の実現に向けた取り組みを進めます。生命の源である水資源をはじめとした安曇野の環境や資源を守り、生かすエコライフスタイルの実践を推進し、地球温暖化対策としての CO₂ の削減など、地球規模での環境保全に取り組みます。 <p>○主要施策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境意識の向上 ・排出抑制（リデュース）の推進 ・再利用（リユース）の推進 ・再生利用（リサイクル）の推進 ・中間処理施設や最終処分施設への支援 <p>○施策指標（平成 23 年度の実績を基準とする H29 年度目標）</p> <p>燃えるごみ排出量 378g/人・日 → 346g/人・日 資源物排出量 151g/人・日 → 153g/人・日 リサイクル数量 5,514 t/年 → 5,673 t/年 廃食用油回収事業（石けん、BDF） 3,099L/年 → 4,200L/年</p>

出典：「穂高広域施設組合一般廃棄物処理基本計画」（平成 19 年 6 月 穂高広域施設組合）
 ：「第 1 次安曇野市総合計画基本構想後期基本計画」（平成 25 年 3 月 安曇野市）

表 2.2.55(3) ごみ処理に関する主な施策等

自治体名	計画名	施策等（ごみ処理に関するもののみ抜粋）
安曇野市	安曇野市一般廃棄物処理基本計画	<p>○ごみ処理基本計画の基本方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境意識の向上 ・リデュース（排出抑制）の推進 ・リユース（再使用）の推進 ・リサイクル（再生利用）の推進 ・中間処理施設や最終処分場への支援 <p>○目標（平成 21 年度の実績を基準とする H32 年度目標） 市民 1 人 1 日当たり家庭系ごみ排出量の目標値 547g/人・日 → 484g/人・日 リサイクル率の目標値 29.1% → 31.3% 事業系可燃ごみ排出量の目標値 9,314t → 7,451t</p> <p>○目標達成のための施策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家庭系一般廃棄物の減量・資源化 （啓発活動の推進、環境学習の推進、分別の徹底、ごみの減量とリサイクルの推進、家庭での生ごみの減量・資源化、集団資源回収の推進、消費者としての取り組み、その他） ・事業系一般廃棄物の減量・資源化 （分別の徹底と再資源化の推進、事業所での紙類の減量・再資源化、処理業者による資源化の推進、市有施設等における資源化の推進、その他（市民・事業者）） ・適正処理の推進 （収集運搬について、資源物収集の検討、ごみ処理の効率化、こみ集積所について、不法投棄対策、処理困難物について、災害ごみについて、中間処理施設及び最終処分場について） ・市民・事業者・行政の取り組み（役割） 循環型社会を目指し、3R を基本として施策を展開していくためには、市民・事業者・行政の三者がそれぞれの果たすべき役割を認識し、実行する中で相互に協力・連携していくことが重要です。
安曇野市	安曇野市環境基本計画 2008-2017 (2013 改訂)	<p>○基本目標</p> <ul style="list-style-type: none"> ・循環型社会をつくるもの <p>○基本施策（具体項目）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ごみの 3R をすすめる <p>○重点的に取り組む項目</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ごみを減らそう（リデュース） ・ごみのない街を実現する

出典：「安曇野市一般廃棄物処理基本計画」（平成 23 年 10 月 安曇野市）

：「安曇野市環境基本計画 2008-2017（2013 改訂）」（平成 25 年 3 月 安曇野市）

表 2.2.55(4) ごみ処理に関する主な施策等

自治体名	計画名	施策等（ごみ処理に関するもののみ抜粋）
池田町	池田町第 5 次 総合計画後期 計画	<p>○課題と対応策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・循環型社会の構築、廃棄物の減量（リデュース） （廃棄物の減量に対する身近な目標づくり、分別の徹底、ごみ発生抑制への取組、生ゴミ処理器購入補助による活用推進） ・循環型社会の構築、廃棄物の再利用（リユース） （再利用の推進、陶磁器分別回収の本格化、まだ使えるものを、不要になった方から必要な方への受け渡しをする仕組みの構築） ・循環型社会の構築、廃棄物の再資源化 （陶磁器の分別回収の本格化、容器包装法に係る「プラ」、「紙」の分別の徹底、燃えるゴミに含まれる「雑紙」の分別回収の増進） ・不法投棄抑制 （不法投棄防止パトロール員による監視を強化、投棄物の早期発見除去、住民モラル向上のための啓発活動、粗大ゴミ回収の継続実施による不法投棄の抑制） ・公害対策 （関係課、係及び行政機関との連携を密にして公害苦情への適切な対応を図る、公害に関する住民への適切な指導の継続） ・公衆トイレのし尿処理 （必要性を検討し、水洗化を図る）
松川村	松川村第 6 次 総合計画 （後期 5 か年）	<p>○具体的施策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物のリサイクル、減量化の推進 （①収集体制の充実と、リサイクルに向けた分別収集の徹底を図ります。②消費者団体と連携し、生ごみの減量化に向けた研究などの取り組みを推進します。） ・廃棄物の不法投棄の防止 （①広報紙への継続的な分別情報の掲載に努めます。②環境衛生部長の協力を得ながら分別収集の徹底を図るなど、リサイクル率向上につながる施策に努めます。） ・環境衛生の向上 （環境美化条例に基づき、規制や監視体制などの充実を図り、悪臭や騒音など、公害発生の未然防止に努めます。） ・広域化による事務処理の効率化 （保健・医療・福祉・ごみ処理など事務処理の効率化・合理化の視点に立った事務処理の共同化を推進し、質の高いサービスを提供します。）
生坂村	いくさか「村づくり」計画書	<p>○施策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・村内一斉美化運動など住民と行政とが協力して地域環境美化、良好な景観形成に取り組み、安全かつ快適な生活の障害となる不法投棄などの環境悪化要因の発生を未然に防止するため、村内全域に監視員を配置しパトロールを実施します。また、必要に応じてネットや看板をこれからも設置します。 ・一般家庭ごみについては、ごみの減量化、再利用、再資源化を進めるため、分別収集を住民に徹底していただくことを目的に、平成 27 年度に村内 10 区を巡回してごみの減量化等について説明しました。今後も可燃ごみの減量化を進めるため、分別と生ごみの減量の啓発に努め、生ごみ処理機等の購入の補助を推進するとともに、公共施設のさらなるごみの減量化を図っていきます。また、県で推進しているレジ袋無料配布中止活動の取り組みとして、マイバック持参の啓発をしていきます。

出典：「池田町第 5 次総合計画後期計画」（平成 26 年 池田町）

：「松川村第 6 次総合計画（後期 5 か年）」（平成 27 年 4 月 松川村）

：「いくさか「村づくり」計画書」（平成 29 年 4 月 生坂村）

表 2.2.55(5) ごみ処理に関する主な施策等

自治体名	計画名	施策等（ごみ処理に関するもののみ抜粋）
筑北村	第二次筑北村総合計画後期基本計画	<p>○施策</p> <p>（１）ごみの減量等</p> <p>① ごみ問題への問題意識を高め、分別の意識を図ります。</p> <p>② 家庭での生ごみのたい肥化への支援を行います。</p> <p>○目標値</p> <p>・一般家庭可燃物排出量 現状値 576 トン（H27 年度）⇒目標値 564 トン（H33 年度） （1 世帯が 1 か月に削減する家庭ごみの量：ペットボトル 1 本＝約 500g）</p>
麻績村	第 6 次麻績村振興計画	<p>○施策</p> <p>・一般廃棄物の収集について、月当りの収集回収の増、ごみステーションにおける収集物の種類を増すなど検討し、実施を視野に入れ地域住民の要望に応えられるように努めます。</p> <p>・家庭用食物残さ（生ごみ）などの処理機の導入に対し補助制度などを活用していただけるよう啓発・普及に努め、ごみの減量化を推進します。</p> <p>・ごみの分別の強化・徹底を行い、リサイクル意識の向上を啓発し資源ごみの収集などの再資源化事業を推進し、ごみの減量化を図ります。</p> <p>・増え続ける不法投棄などから美しい自然を守るため、効果的な不法投棄防止策を検討・実施します。</p>

出典：「第二次筑北村総合計画」（平成 29 年 3 月 筑北村）
：「第 6 次麻績村振興計画」（平成 25 年 3 月 麻績村）

（５）開発動向等

対象事業実施区域のある安曇野市のまちづくりの基本方針について、表 2.2.56 及び図 2.2.16 に示す。

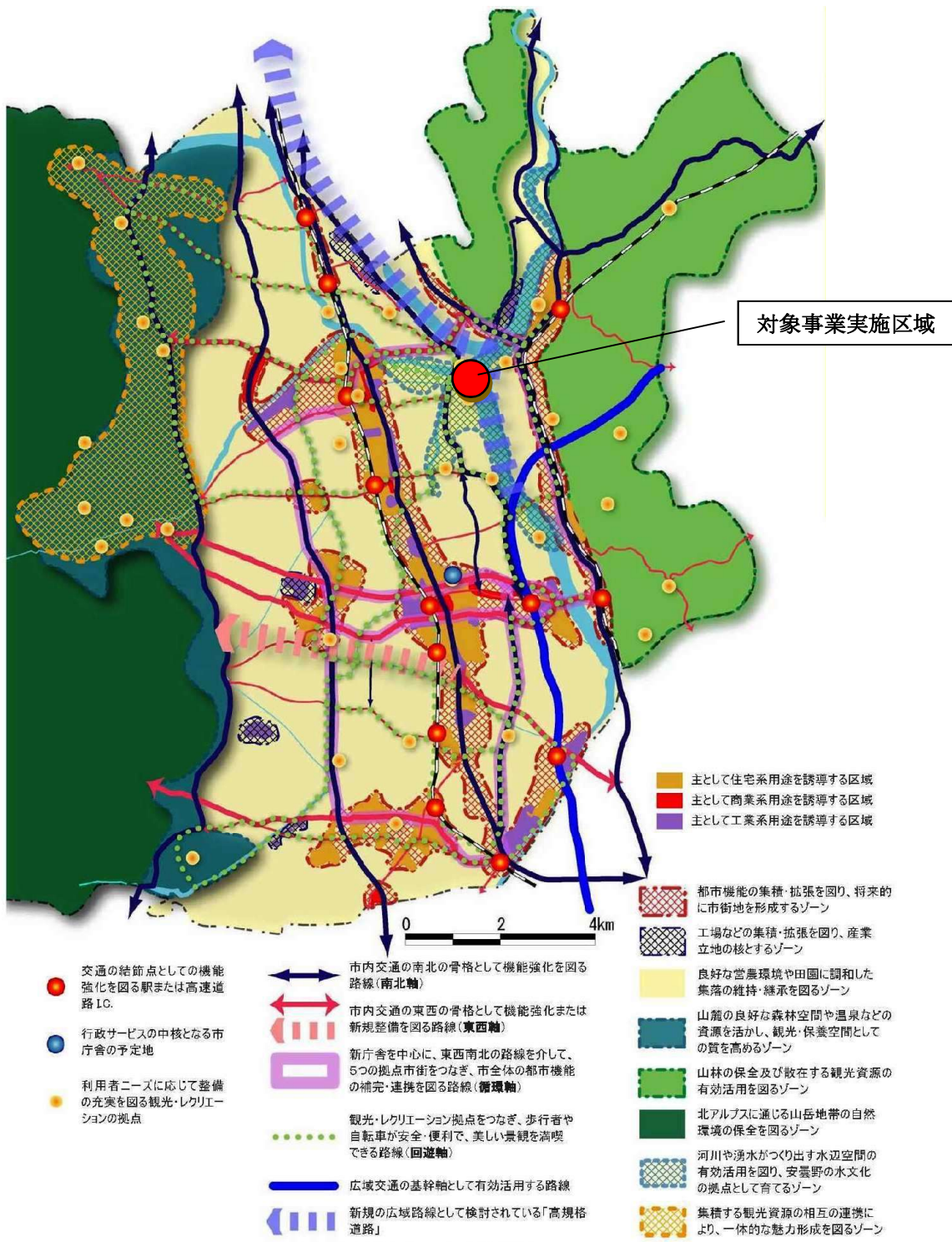
安曇野市では産業の振興や観光などによる交流の促進などに資する都市間の移動円滑化に向けて、20 年後を見据えたまちづくりの構想として、広域交通ネットワーク機能の強化を図る基本方針を示している。

長野県は、長野自動車道から大北方面に通じる高規格道路「松本糸魚川連絡道路」の整備を計画しており、対象事業実施区域周辺では、新設となる安曇野北インター（仮称）から高瀬川右岸道路に接続するルートの新設する予定である。新設区間のルートは、地下水や動植物への影響を回避するため、三川合流部を通過しない方向で検討が進められている。

表 2.2.56 まちづくりの基本方針（安曇野市）

基本方針	内容
雄大な山岳景観と豊かな田園風景を未来に継承できるまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> ・良好な景観や自然環境の対象となる農地の保全 ・都市的施設の機能強化、良好な景観や自然環境の享受
秩序をもって新たな都市機能を集約させるまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> ・拠点となる市街地への都市機能の集約と秩序ある郊外の土地利用 ・まちづくりの骨格となる交通網の機能強化
産業の継続的な発展を持続できるまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> ・交通の利便性、良好な環境など地域の魅力を活かした企業などの誘致 ・商業・工業・観光の拠点となる区域における必要な基盤整備
安心して気持ちよく暮らせるまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> ・市街地など居住地と防災拠点施設を結ぶ交通輸送機能の強化 ・良好な環境を保ちながら、安全で安心して暮らせる居住環境の整備
各地区・地域で育まれた個性を大切にできるまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> ・地域住民の自主的かつ積極的なまちづくり活動の支援・継続 ・古くから各所で育まれた歴史・文化、集落コミュニティの継承

出典：「安曇野市都市計画マスタープラン」（平成 22 年 11 月 安曇野市）



出典：「安曇野市都市計画マスタープラン」(平成 22 年 11 月 安曇野市)

図 2.2.16 20 年後を見据えたまちづくり構想図 (安曇野市)

